

# 蕨市多文化共生指針



蕨 市



## はじめに



蕨市では、外国人住民数が、年々増加の傾向をたどり、現在では市内に56の国と地域に及ぶ方々が暮らし、総人口の約10パーセントを占める状況となっています。また、国では、少子高齢化に伴う労働力不足を補うため、外国人材の受入れ拡大を進めており、生活利便性の高い蕨市においては、今後も外国人住民の増加傾向が続くことが考えられます。

こうした状況を踏まえ、蕨市では、この間、外国人にも住みやすいまちづくりを進めるため、日本語会話に困難を抱える児童・生徒への支援をはじめ、日本語ボランティア養成講座、多文化共生事業「みんなの広場」や公民館での国際理解・交流事業など、地域に暮らす外国人住民との共生に向けた取り組みを展開してまいりましたが、これからの時代に向けて、多文化共生のまちづくりを総合的に推進していく必要性が高まっていることから、この度、「蕨市多文化共生指針」を新たに策定いたしました。

本指針は、多文化共生を取り巻く課題への対応や基本的な取り組みの方向性を示すもので、基本方針に「互いに認め合い 共に心豊かに暮らす 笑顔あふれるまち 蕨」を掲げ、4つを基本目標のもと、蕨らしい、だれもが暮らしやすい多様な視点からの取り組みを展開してまいります。今後は、本指針をもとに、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない — No one will be left behind」という理念を取り入れながら、国籍や民族、文化などの違いを認め合い、ともに豊かに生きることのできる多文化共生のまちを目指し、一人ひとりの多様性を尊重し、心でつなぐ笑顔あふれる蕨のまちづくりを進めてまいります。

結びに、本指針の策定にあたり、蕨市多文化共生指針策定に係る市民懇談会をはじめ、市民意識調査等にご協力いただきました全ての皆様に心から御礼申し上げますとともに、多文化共生社会の推進に向け、今後も、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

蕨市長 頼高 英雄



# 目 次

<b>第1章 指針策定の背景と趣旨</b>	<b>1</b>
1 社会的背景	1
2 指針策定の趣旨	2
3 指針の位置付け	3
4 指針の期間	3
<b>第2章 蕨市の現状と課題</b>	<b>4</b>
1 蕨市の現状	4
2 多文化共生市民意識調査	8
3 多文化共生社会の実現に向けての課題	17
<b>第3章 指針の基本的な考え方</b>	<b>18</b>
1 基本方針	18
2 基本目標	18
3 指針の体系	19
<b>第4章 施策の内容</b>	<b>20</b>
1 学びとコミュニケーションでつなぐまちづくり	20
2 誰もが暮らしやすい環境づくり	22
3 多様性を活かした地域づくり	28
4 地域活性化とグローバル化をはぐくむ人づくり	30
<b>第5章 指針の推進体制</b>	<b>32</b>
1 推進体制の整備	32
2 指針の進捗管理	32
<b>資料編</b>	<b>34</b>
1 多文化共生市民意識調査	35
2 指針策定までの経緯	51
3 蕨市多文化共生指針策定に係る市民懇談会設置要綱	52
4 蕨市多文化共生指針策定庁内連絡会設置要綱	54

# 第1章 指針策定の背景と趣旨

## 1 社会的背景

日本における在留外国人数は、令和2（2020）年6月末時点で、288万5,904人となっています。その背景には、少子高齢化に伴う労働力不足を補うため、外国人労働者の積極的な受入れ拡大が挙げられます。平成30（2018）年の改正出入国管理法では、新しい在留資格として「特定技能1号・2号」が創設され、向こう5年間で約34万5,000人の「特定技能」の在留資格での大規模な受入れを見込んでいます。こうした在留外国人の増加は、外国人労働者が家族を呼び寄せたり、子どもを産み育てたり長期にわたり日本に暮らすことで、やがて定住化が進んでいく可能性があり、そのため、日常生活の支援や社会保障・医療・子どもの教育・労働・防災など、さまざまな分野にわたる課題への取り組みが必要となりました。

### （1）国の動向

国は、在留外国人の増加に伴い、平成18（2006）年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、各地方自治体に多文化共生の取り組みを推進することを促しました。その後、平成24（2012）年に住民基本台帳法を改正し、外国人住民への各種行政サービスがよりの確に提供できるようになり、平成31（2019）年には改正出入国管理及び難民認定法を施行し、外国人材の受け入れ拡大に向けた新たな在留資格「特定技能」制度を設け、外国人受け入れへの門戸を広げるとともに、外国人が暮らしやすい共生社会づくりに取り組むため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の改訂を順次行っています。国はこうした外国人受入れ政策を進めるなか、令和2（2020）年に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、地方自治体における外国人住民の増加及び多国籍化、多様性・包摂性のある社会の実現等、地域の実情に合わせた多文化共生施策を推進する指針・計画の策定を求めています。

### （2）県の動向

埼玉県は、平成19（2007）年12月に「埼玉県多文化共生推進プラン」を策定し、平成29（2017）年4月の改訂では、多文化共生を進める上での課題を「ことばの壁」、「制度の壁」、「こころの壁」の3つに区分し、これらの3つの壁を解消するため、外国人住民の自立支援や社会参加を促進する施策を実施しています。施策展開の柱には、次代を担う人材の育成として「誰もが暮らしやすい地域づくり」及び高度人材が集まる環境づくりとした「多文化パワーの受入れ」、東京2020オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際大会の開催を契機として多文化共生の社会を進める「共に輝き活躍する地域づくり」とし、プランの基本目標に掲げた「日本人住民と外国人住民が地域社会を支え、共に歩む県づくり」の実現に取り組んでいます。

## 2 指針策定の趣旨

本市は、国の外国人材の受入れ施策や都心に近い交通の利便性などと相まって、人口約7万6,000人のうち、その約10パーセントが外国人住民となっており（令和3年6月1日現在）、その数は年々増加の傾向をたどっています。こうしたなか、国籍や文化、習慣、言語などの違いを超え、異文化理解の向上や人権保障、地域社会への参画、多様な担い手の確保など、現在、外国人住民の受け入れ主体としての地域環境づくりの必要性が高まっています。

本市の最上位計画である「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン後期実現計画では、多文化共生を分野別計画の1つに位置付け、「国際交流・多文化共生に向けた学習活動の支援」及び「外国人住民への支援」の施策のもと、各種取り組みによって外国人住民の支援を展開しています。外国人住民の増加傾向が続く現在、多文化共生に関わる各種取り組みについては、外国人住民も地域社会の担い手として共に生きていく多文化共生社会づくりの必要性が増していることから、地域の実情や社会経済情勢の変化に対応することなどを見据え、多文化共生を取り巻く課題への対応や基本的な方向性を改めて示すため、「蕨市多文化共生指針」を策定することとしました。

策定にあたっては、地域住民からなる蕨市多文化共生指針策定に係る市民懇談会と行政の横断的組織で構成した蕨市多文化共生指針策定庁内連絡会を設置し検討を進め、行政及び市民や町会、市民活動団体などが一体となって取り組む方向性などを示し、多様性と包摂性のある誰もが住みやすいまちをさらに進めていきます。

本市では、「蕨市多文化共生指針」をもとに、国籍や民族、文化などの違いを認め合い、ともに豊かに生きることのできる多文化共生のまちを目指し、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない — No one will be left behind」という基本理念を取り入れながら、一人ひとりの多様性を尊重して、心でつなぐ笑顔あふれるまちの実現を目指します。

### ※ SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)

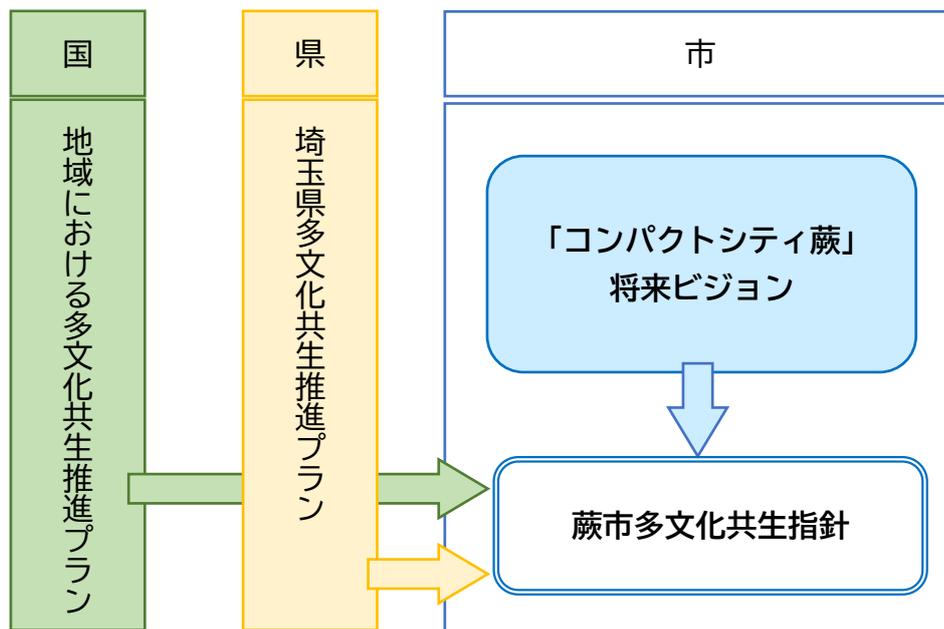
SDGsは、2015年9月の国連サミットで193の全加盟国が全会一致で採択され、「誰ひとり取り残さない」(No one will be left behind)を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある、よりよい社会の実現を目指す2030年までの17の世界共通の目標(ゴール)です。



目標 1：貧困、2：飢餓、3：保健、4：教育、5：ジェンダー、6：水・衛生、7：エネルギー、8：経済成長と雇用、9：インフラ・産業化・イノベーション、10：不平等、11：持続可能な都市、12：持続可能な消費と生産、13：気候変動、14：海洋資源、15：陸上資源、16：平和、17：実施手段

### 3 指針の位置付け

本指針は、本市の最上位計画である「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン後期実現計画の「国際交流・多文化共生に向けた学習活動の支援」及び「外国人住民への支援」の施策に関連する個別指針として位置づけられます。また、本指針では、国の「地域における多文化共生推進プラン」と「埼玉県多文化共生推進プラン」を参酌し、市内を中心とした取組みを体系的かつ総合的にまとめ、多文化共生社会の実現に向けて、本市の方針や考え方を示しています。



### 4 指針の期間

本指針の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、国の制度や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

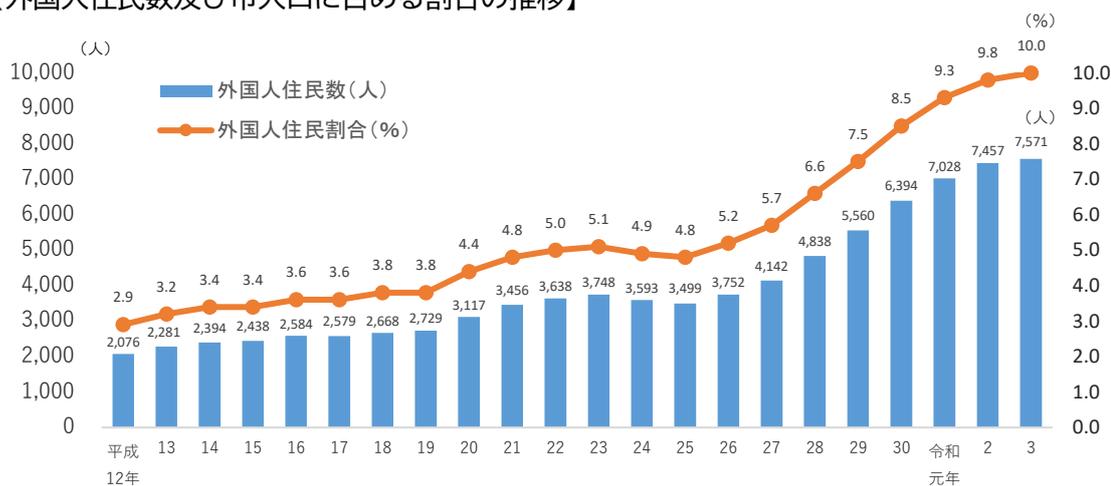
## 第2章 蕨市の現状と課題

### 1 蕨市の現状

#### (1) 人口の推移

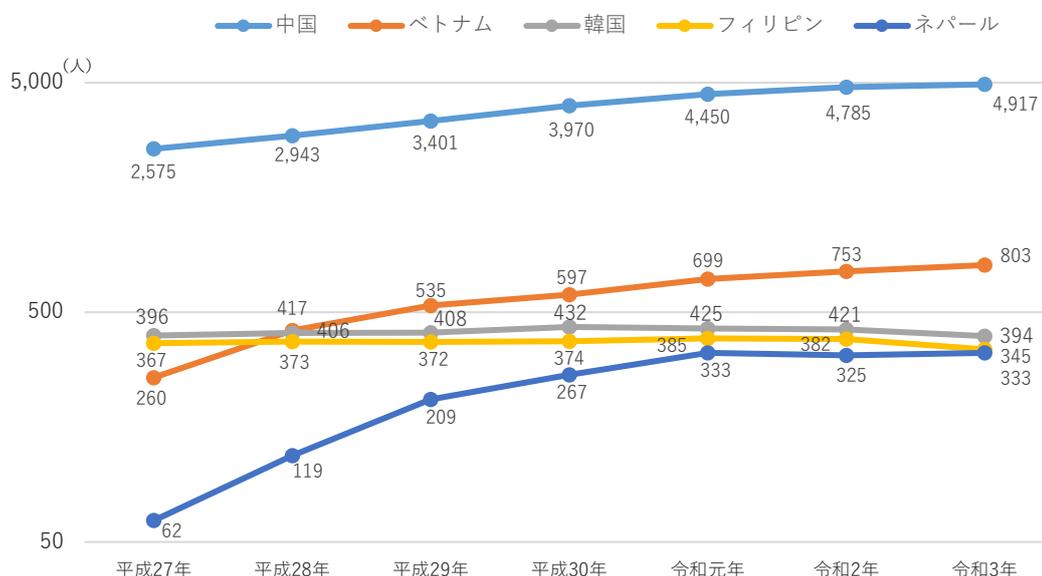
令和3（2021）年6月1日現在、市内に在住する外国住民は7,571人で、総人口に占める割合は10%となっており、平成12年～令和3年の21年間に5,495人（約2.6倍）増加しています。また、平成12（2000）年以降の外国人人口の割合の推移をみると、平成12年から19年までは3%前後で推移し、大きな変化はありませんでしたが、その後は急速に拡大し、平成28（2016）年に6.6%、30（2018）年に8.5%、令和3（2021）年には初めて10%を超えました。また、外国人住民数を国籍別にみると、中国が4,917人で全体の64.9%を占めています。次に、主な国籍別に推移をみると、増加率の高い国籍は、平成27年6月に比べ、ネパール81.4%（271人）、ベトナム67.6%（407人）の増加が顕著にみられます。

【外国人住民数及び市人口に占める割合の推移】



資料：住民基本台帳（令和3年6月1日現在）

【主な国籍・地域別の外国人住民数の推移】

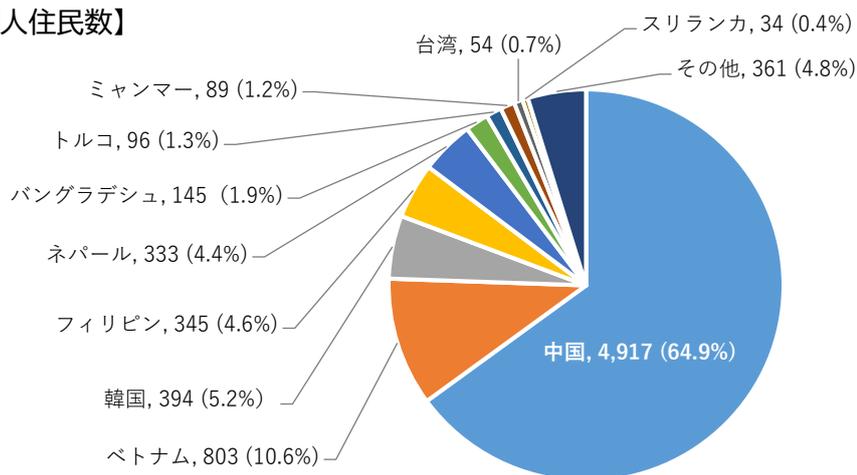


## (2) 外国人住民の状況

### ① 国籍・地域別の外国人住民の状況

本市では、56の国と地域に及ぶ外国人住民が暮らしています。外国人住民を国籍・地域別で見ると、令和3（2021）年6月現在、中国が4,917人と全外国人数の約6割台半ばを占めています。次いで、ベトナム、韓国、フィリピンと続いています。

【国籍・地域別の外国人住民数】



資料：住民基本台帳（令和3年6月1日現在）

### ② 在留資格別の外国人住民の状況

外国人住民の在留資格では、「永住者」が2,116人で最も多くなっています。次いで「技術・人文知識・国際業務」、「家族滞在」、「留学」となっています。最近では、長く住むことができる在留資格を有し、本市で家を持つなど生活基盤を築いている外国人住民がいます。

【在留資格別の外国人住民数】

順位	在留資格	該当例	人数	割合
1	永住者	永住許可を受けたもの	2,116	27.9%
2	技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、語学講師等	1,268	16.7%
3	家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子	1,180	15.6%
4	留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生	817	10.8%
5	定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等	445	5.9%
6	特定活動	経済連携協定に基づく外国看護師・介護福祉候補者等	400	5.3%
7	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者等	291	3.8%
8	日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子	228	3.0%
9	経営・管理	企業等の経営者、管理者等	206	2.7%
10	技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等	200	2.6%
11	特別永住者	「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた在留の資格者	199	2.6%
12	技能実習	技能実習生	125	1.7%
	その他の在留資格		96	1.3%
	合計		7,571	100.0%

資料：住民基本台帳（令和3年6月1日現在）

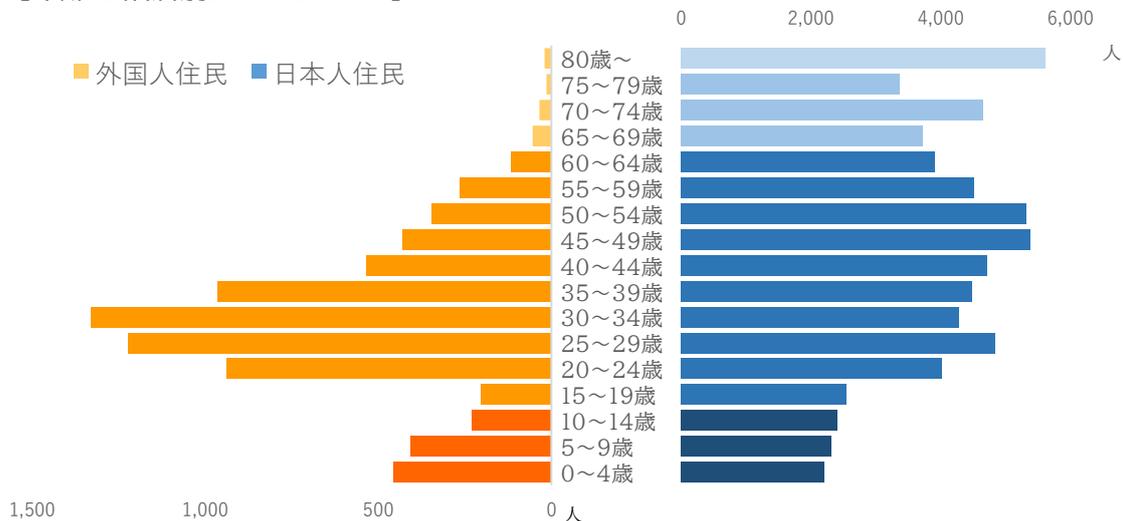
### ③年齢別の外国人住民の状況

令和3（2021）年6月現在、年齢別構成比を日本人住民及び外国人住民で比較すると、日本人住民の人口ピラミッドは、なだらかな釣鐘型となっていますが、外国人住民の場合、年齢3区分別人口では、15歳未満人口が14.4%、15～64歳人口が83.9%、65歳以上人口が1.7%となっており、20歳から39歳までの年齢層が半数以上を占めています。一時的な滞在者から外国人住民の定住化が進むなか、今後は、本市で生まれ育つ外国にルーツを持つ子どもや乳幼児期の子育て家庭が増加していくことが見込まれます。

【外国人住民・日本人住民の年齢5階層別人口構成比】

年齢階級	外国人住民数	構成比 (%)	日本人住民数	構成比 (%)	総住民数	構成比 (%)
0～4歳	457	6.0	2,206	3.2	2,663	3.5
5～9歳	408	5.4	2,315	3.4	2,723	3.6
10～14歳	229	3.0	2,412	3.5	2,641	3.5
15～19歳	205	2.7	2,541	3.7	2,746	3.6
20～24歳	939	12.4	4,025	5.9	4,964	6.5
25～29歳	1,222	16.1	4,844	7.1	6,066	8.0
30～34歳	1,332	17.6	4,283	6.3	5,615	7.4
35～39歳	965	12.7	4,478	6.6	5,443	7.2
40～44歳	534	7.1	4,724	6.9	5,258	6.9
45～49歳	430	5.7	5,387	7.9	5,817	7.7
50～54歳	346	4.6	5,324	7.8	5,670	7.5
55～59歳	264	3.5	4,510	6.6	4,774	6.3
60～64歳	117	1.5	3,910	5.7	4,027	5.3
65～69歳	54	0.7	3,728	5.5	3,782	5.0
70～74歳	35	0.5	4,648	6.8	4,683	6.2
75～79歳	14	0.2	3,375	4.9	3,389	4.5
80歳～	20	0.3	5,608	8.2	5,628	7.4
合計	7,571	100.0	68,318	100.0	75,889	100.0

【年齢5階層別人口ピラミッド】



資料：住民基本台帳（令和3年6月1日現在）

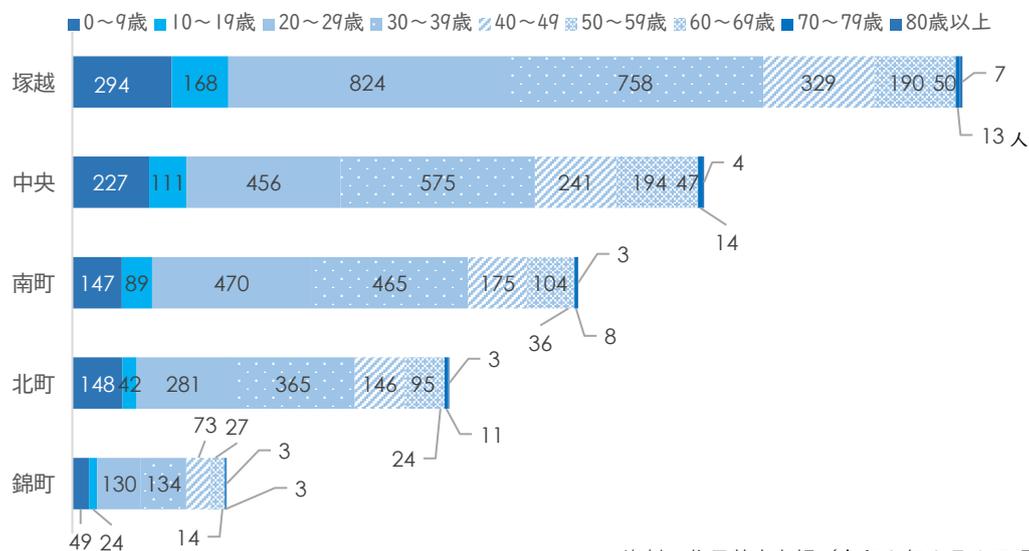
#### ④地区別の外国人住民の状況

令和3（2021）年6月現在における地区別人口と外国人住民比率は、塚越が14.6%でもっとも高く、次いで南町が11.7%となっており、その他の地区と比べると、外国人住民居住の状況には地区によって大きな違いがあります。外国人住民が地域に生活基盤を置き長期滞在が増える状況を鑑みると、外国人住民が多く居住する地域においては、外国にルーツを持つ子どもたちへの教育・保育の需要が、より一層高まっていることがうかがえます。

【蕨市地区別の外国人住民数】

地区名	総住民数	外国人住民数	割合（％）
塚越	17,976	2,633	14.6
南町	12,824	1,497	11.7
北町	11,511	1,115	9.7
中央	22,118	1,869	8.5
錦町	11,460	457	4.0
合計	75,889	7,571	10.0

【蕨市地区別・年齢10階層別の外国人住民数】



資料：住民基本台帳（令和3年6月1日現在）

## 2 多文化共生市民意識調査

本指針の策定にあたり、日本人住民と外国人住民の生活実態や多文化共生に対する意識を把握し、施策の展開に資することを目的に多文化共生に係る意識調査を実施し、結果の概要を次のとおりまとめました。

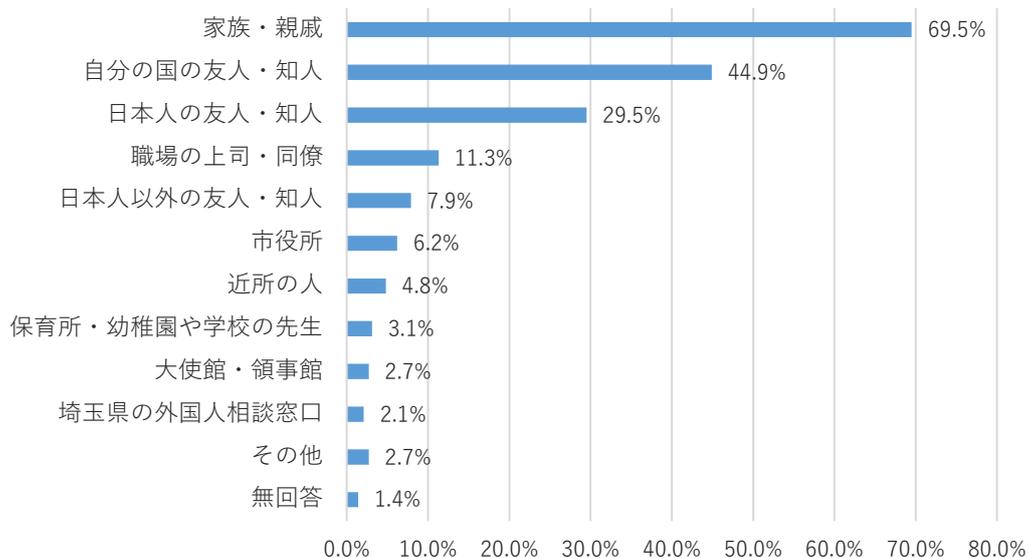
### (1) 調査の概要

	日本人住民	外国人住民
実施期間	令和2年10月9日から10月31日	令和2年10月23日から11月23日
調査対象	市内在住の18歳以上の日本人住民 男女1,000人	市内在住の18歳以上の外国人住民 男女1,000人
調査方法	行政連絡員による送付、郵送回収。	行政連絡員による送付、郵送回収(一部子育て世帯は小学校・中学校を通じた配布、郵送回収)。
使用言語	日本語	やさしい日本語に加え翻訳した4言語 (中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、英語)
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出(国籍別構成比率に準じる)
回答総数	449	292

### (2) 調査結果の主なポイント

#### 日常生活で困ったとき誰に相談するか(複数回答) <<外国人住民意識調査>>

身近な人で、「家族・親戚」を挙げた回答者が69.5%で最も多く、次いで、「自分の国の友人・知人」が44.9%となっています。

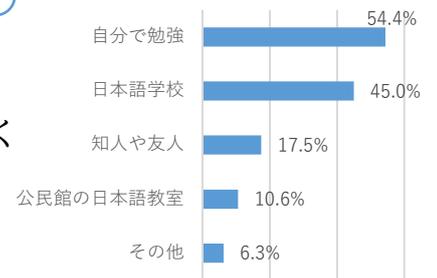


## 日本語はどのように勉強しているのか

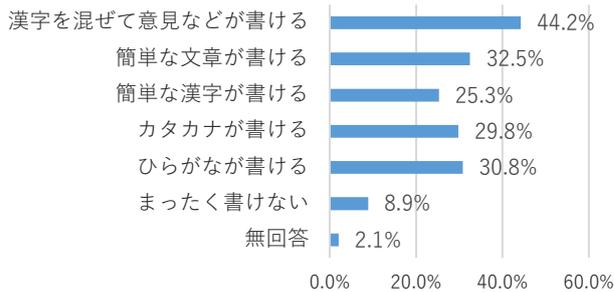
日本語はどの程度できるか(複数回答) 《外国人住民意識調査》

回答者の約半数、54.4%が「自分で勉強」と回答されています。他方、日本語能力の程度については、いずれも一定数でまったくできないとなっています。

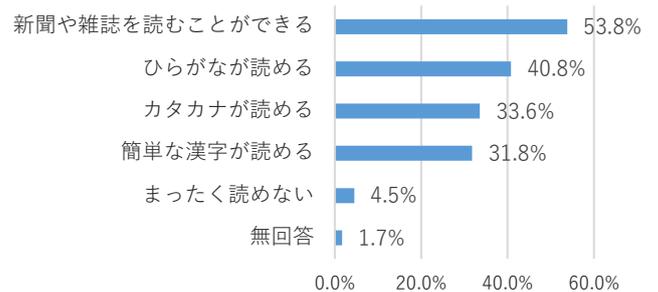
## 【どのように勉強しているのか(複数回答)】



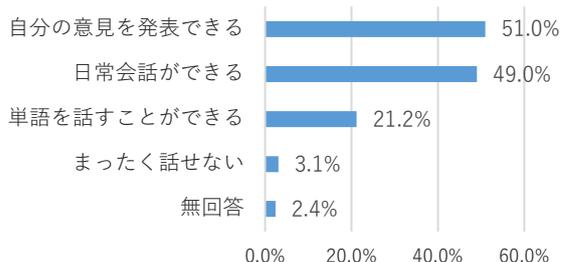
## 【書くこと】



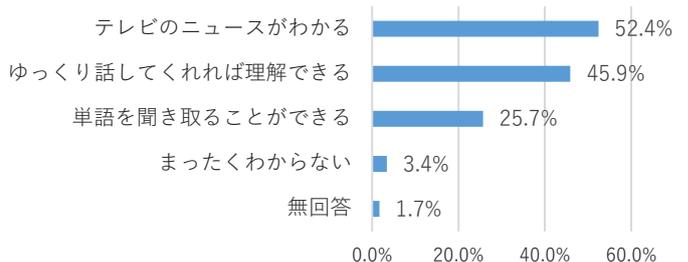
## 【読むこと】



## 【話すこと】



## 【聞くこと】



## 外国語の日常会話はできるか

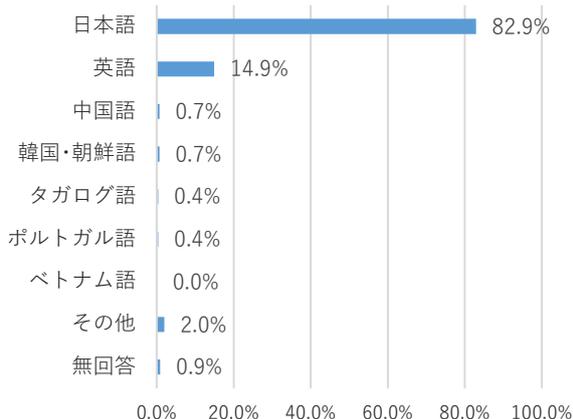
《日本人住民意識調査》

普段の生活で使う言葉はなにか(複数回答)

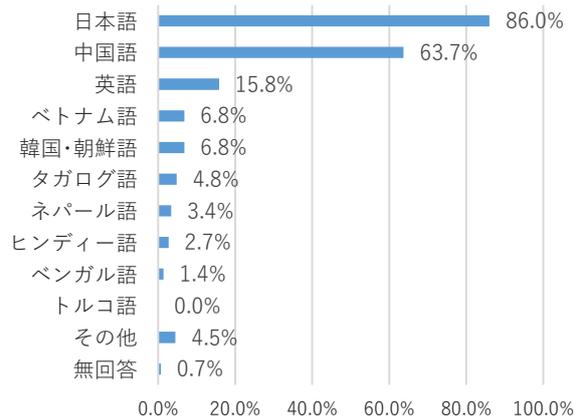
《外国人住民意識調査》

日常会話で、普段使う言葉は「日本語」が約8割を超えて、日本人住民と外国人住民で最も高く共通しています。

## 《日本人住民》



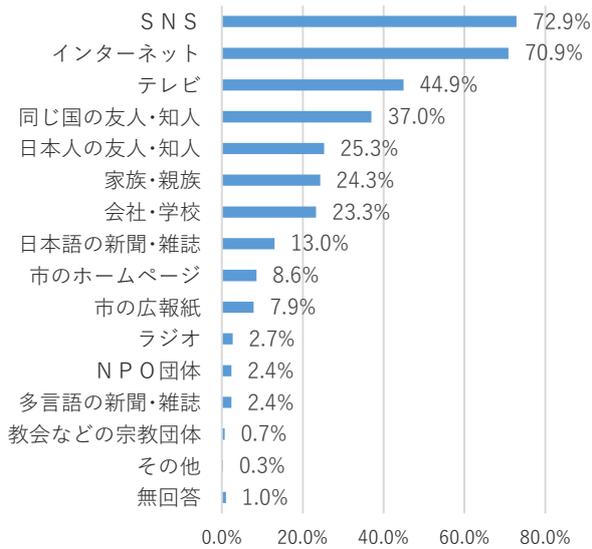
## 《外国人住民》



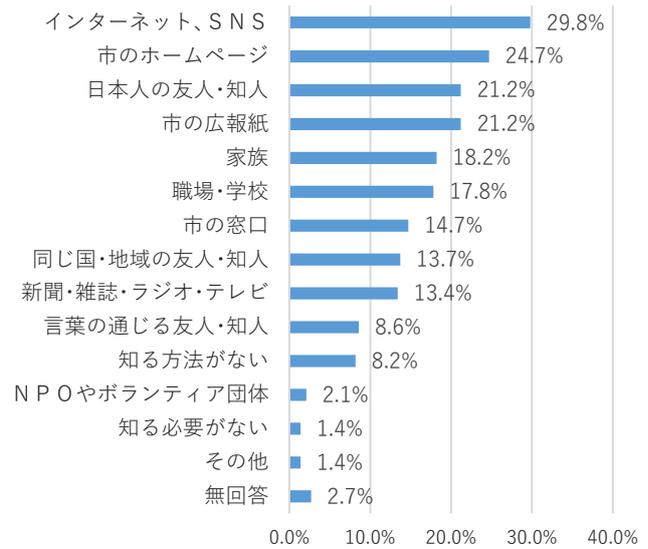
必要な情報をどこで得ているか(複数回答) 《外国人住民意識調査》

生活の情報は、インターネットメディアを活用した割合が70%を超過しています。他方、市の情報は、さまざまなメディアを通じてアクセスの割合が比較的低く、上位の回答割合に大差が見られません。

【生活の情報】



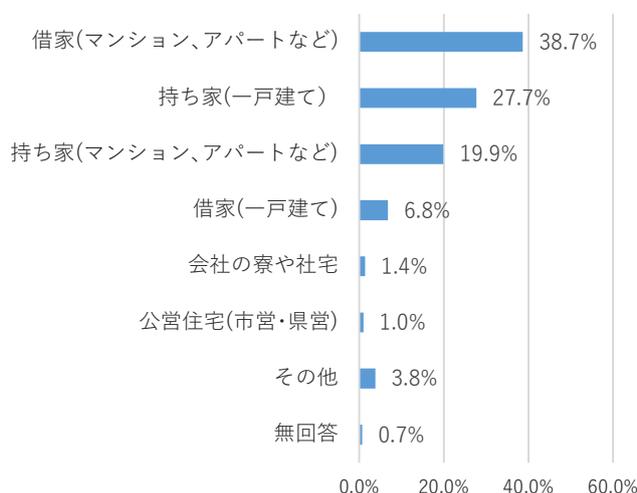
【蕨市の情報】



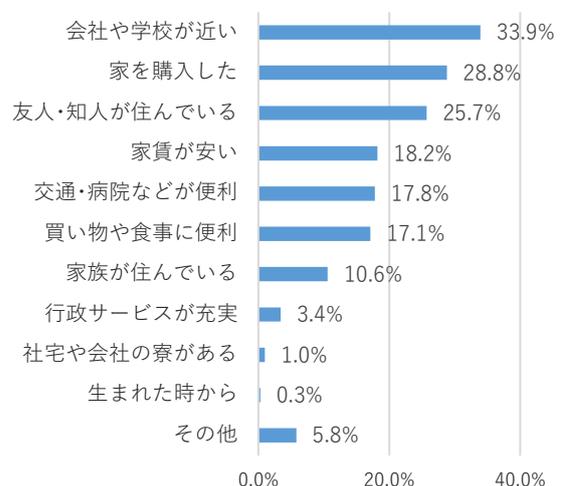
住環境について 《外国人住民意識調査》

38.7%が賃貸住宅（マンション・アパート）に住んでおり、次いで、27.7%が購入した一戸建てとなっています。住む理由については、高い順に「会社や学校が近い」「家を購入した」「友人・知人が住んでいる」となっています。

【住んでいる家の種類(単数回答)】



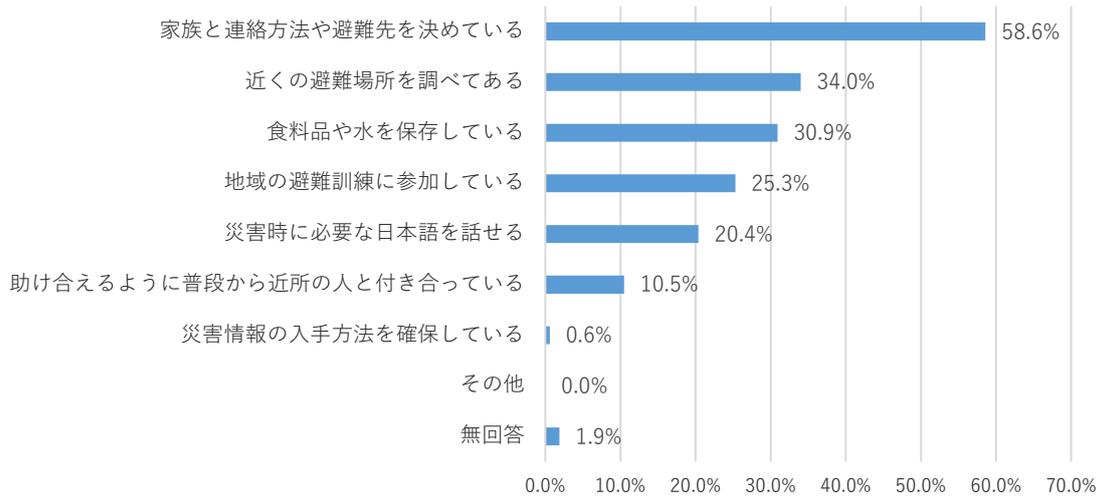
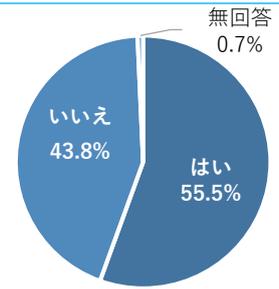
【蕨市に住む理由(複数回答)】



災害時の備えの対策について(複数回答) 《外国人住民意識調査》

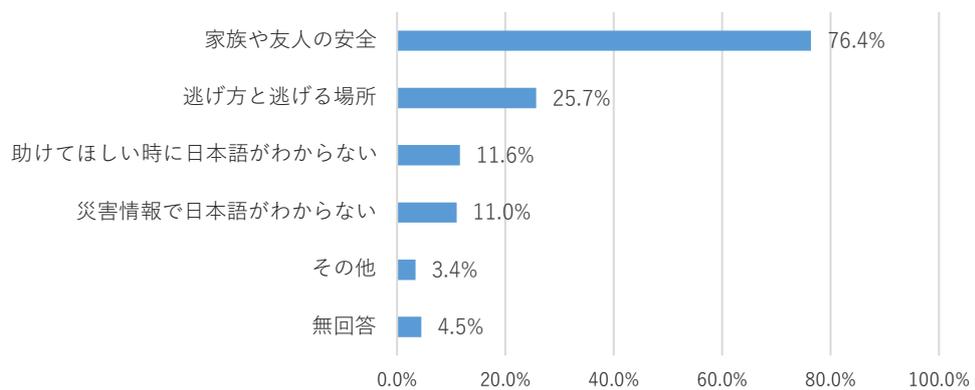
災害の備えについて、外国人住民は「いいえ」との回答が約4割台半ばとなっています。また、どのような対策かについては、近隣住民との協力が下位となっており、地域住民との共助が課題として見えます。

【何か準備をしているか】



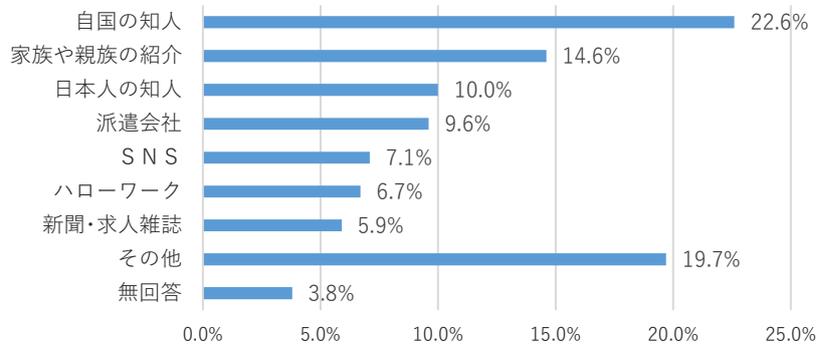
災害が起きた時の心配や困ること(複数回答) 《外国人住民意識調査》

災害時に心配や困ることについては、家族や友人の状況確認が7割台半ばを超えて、最も高い割合となっています。



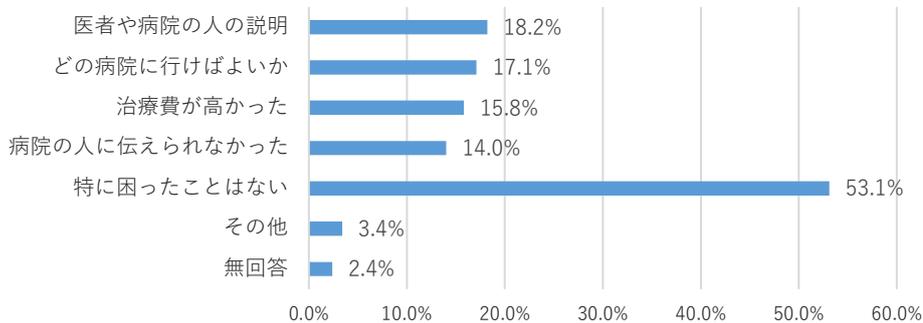
現在の仕事をどのようにみつけたか(単数回答) <<外国人住民意識調査>>

「自国の知人」が22.6%で最も高く、次いで、高い順に「家族や親族」「日本人の知人」「派遣会社」となっています。



家族が病気になった時の困りごと(複数回答) <<外国人住民意識調査>>

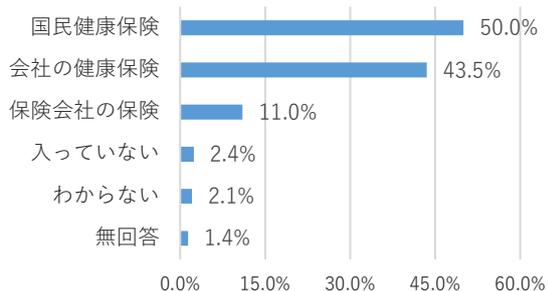
「特に困ったことはない」の回答が大半を占めていますが、困りごとの内容については、「医者や病院の人の説明」がわからないことが最も多く、言葉の理解に不安を持っています。



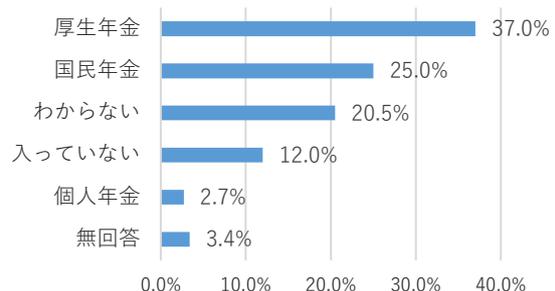
健康保険・年金の加入状況(複数回答) <<外国人住民意識調査>>

健康保険の加入について、「わからない」と回答した割合が2.1%、一方、年金については、20.5%となっています。社会保障の制度やシステムへの手続きの周知が、不十分のためと推察されます。

【健康保険の加入について】

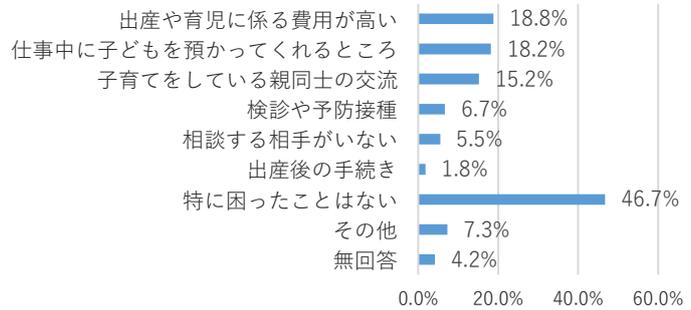


【年金の加入について】



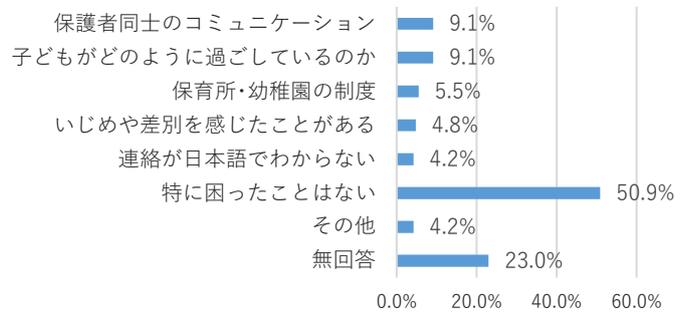
【出産・子育ての困りごと】

「特に困ったことはない」との回答が最も多く4割台半ばとなっていますが、出産・子育ての困りごとについては、高い順に、「出産や育児費」、「子どもを預かってくれるところ」、「親同士の交流」となっています。



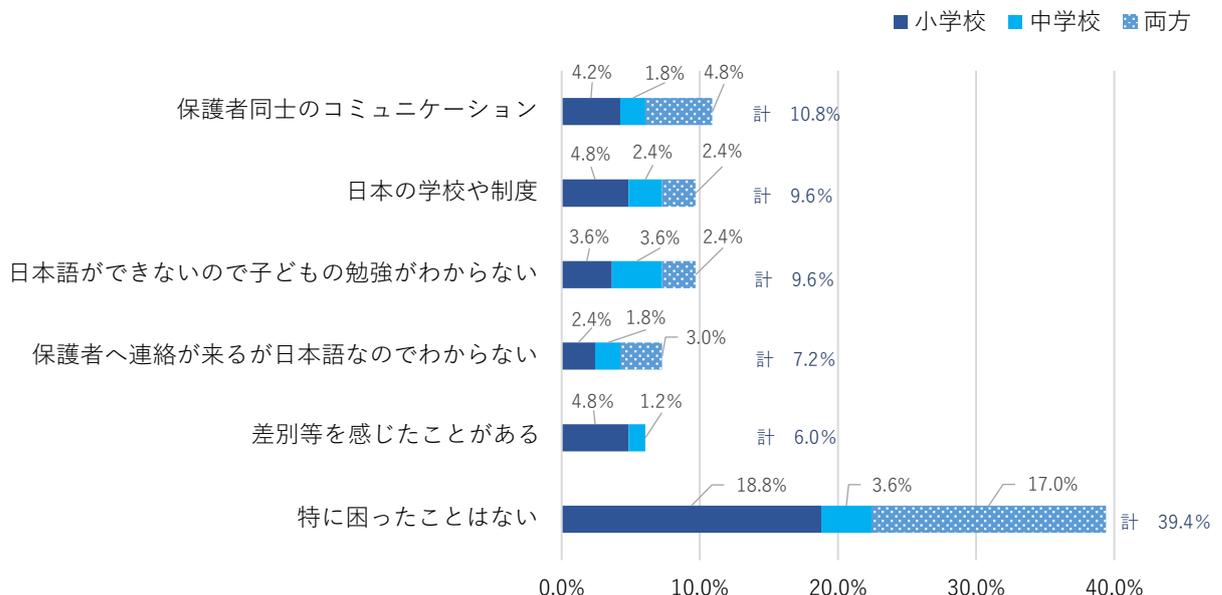
【保育園等での困りごと】

「特にない」との回答が最も多く約半数となっていますが、次いで高い順に、「保護者同士のコミュニケーション」、「子どもがどのように過ごしているのか」、「保育所・幼稚園の制度」となっています。



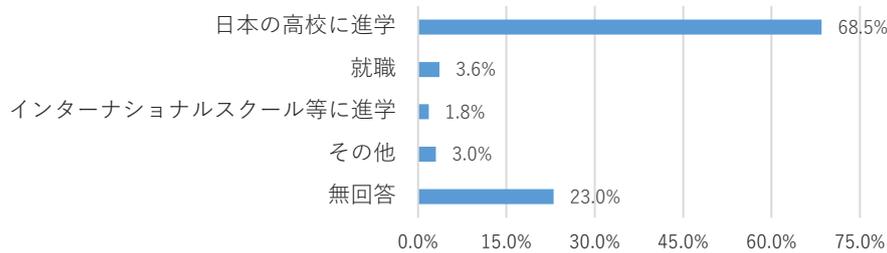
【小学校・中学校での困りごと】

「特に困ったことはない」との回答が39.4%で最も高く、次いで、小学校・中学校での困りごとについて、「保護者同士のコミュニケーション」、「日本の学校や制度」、「日本語ができないので子どもの勉強がわからない」と続いています。なお、「差別等を感じたことがある」児童生徒は6.0%で、小学校での割合が半数以上を超えています。



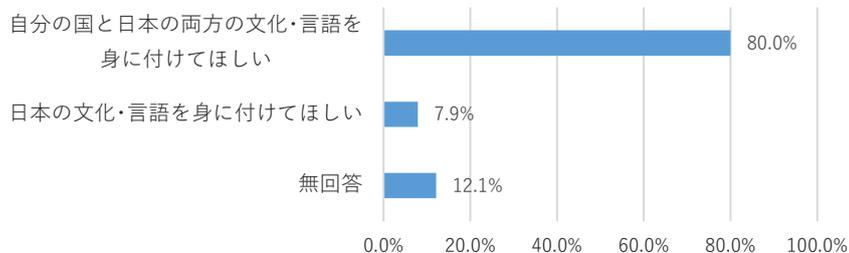
子どもの中学校卒業後の進路について(単数回答) 《外国人住民意識調査》

「日本の高校に進学」の回答が6割台にとどまっています。



子どもにどのような文化・言語を身に付けて欲しいか(単数回答) 《外国人住民意識調査》

「自分の国と日本の両方の文化と言語を身につけて欲しい」の回答が8割で最も高くなっています。

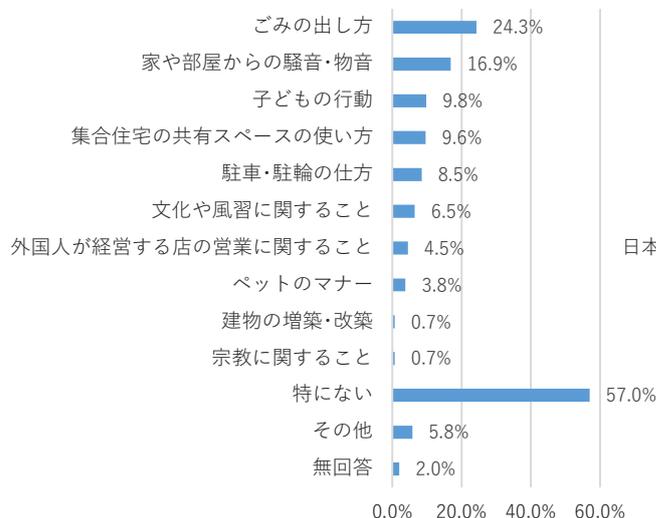


地域におけるトラブル経験についての比較(複数回答)

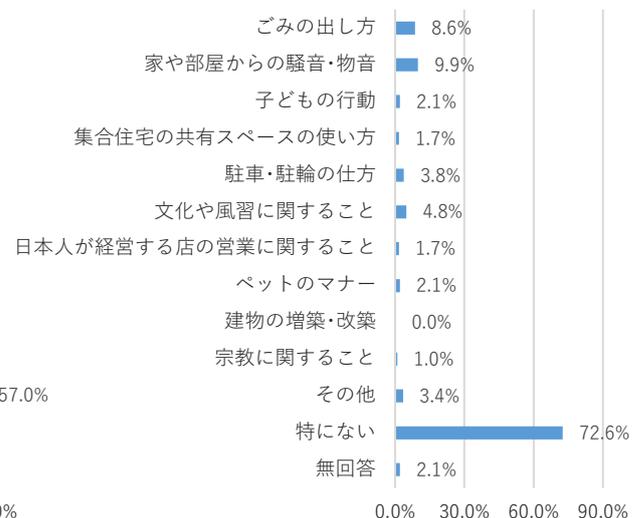
《日本人住民意識調査》 《外国人住民意識調査》

日本人住民と外国人住民ともに「特になし」が、最も高くなっています。他方、トラブル経験の内容について、どちらも上位の「ごみの出し方」「家や部屋からの騒音・物音」は、回答割合で外国人住民は低く、日本人住民は高いといった隔たりがみられます。

《日本人住民》



《外国人住民》

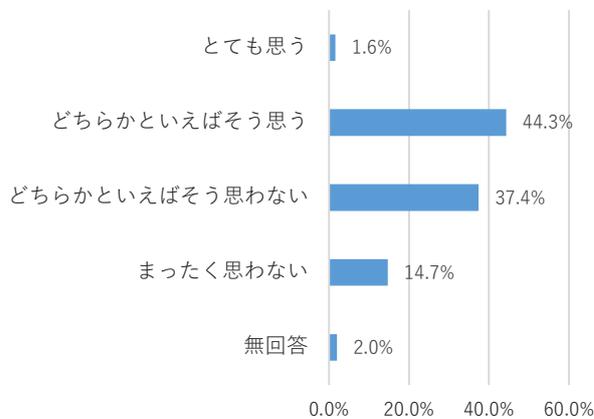


差別や偏見について 《日本人住民意識調査》《外国人住民意識調査》

差別や偏見について、日本人住民アンケートは、日本人と外国人が互いに認め合い暮らしているで、「どちらかといえばそう思わない」「まったく思わない」を足した割合が、大半を超えています。一方、外国人住民アンケートは、5割を超える外国人住民が「特にない」と回答していますが、残りの半数近い外国人住民については、差別や偏見を感じた経験を持っています。

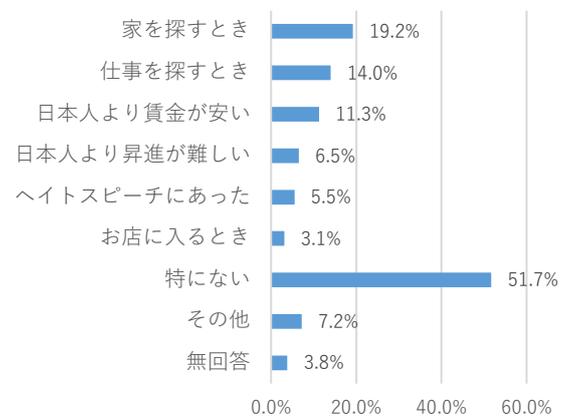
《日本人住民》(単数回答)

日本人と外国人が互いに認め合い暮らしていると思う



《外国人住民》(複数回答)

職場や地域で差別や偏見を感じたことがありますか

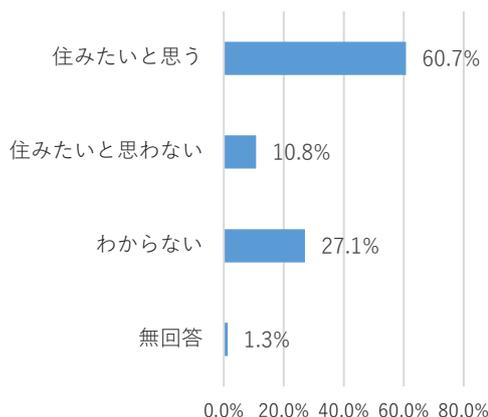


永住意識の比較(単数回答) 《市民意識調査》《外国人住民意識調査》

永住意識で、蕨市にどのくらい住む予定かについて、「住み続けたい」が市民意識調査で60.7%、外国人住民意識調査で「住み続けたい」が57.9%と、ともに第1位で共通しています。

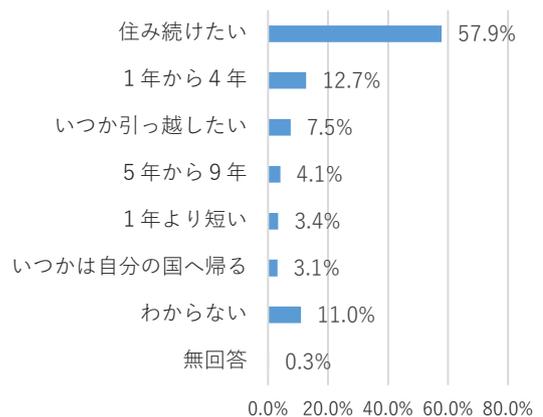
《市民意識調査(令和2年度)》

これからもずっと蕨市に住みたいと思いますか



《外国人住民意識調査》

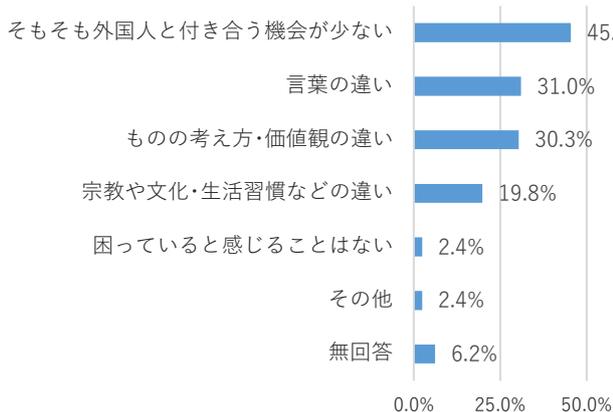
蕨市にどのくらい住む予定ですか



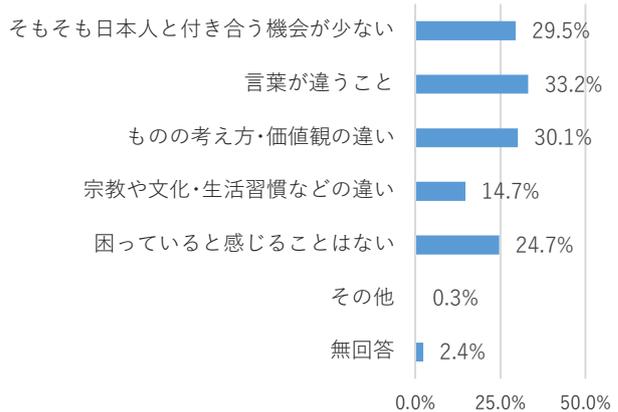
交流での困りごとの比較(複数回答) 《外国人住民意識調査》《日本人住民意識調査》

「そもそも外国人と付き合う機会がない」「言葉の違い」「ものの考え方・価値観の違い」の上位3項目で、日本人住民と外国人住民のどちらも高い割合となっています。一方、双方で順位が異なるものでは、「困っていると感じたことはない」が外国人住民で2割台半ば、日本人住民では約1割台となっています。

《日本人住民》



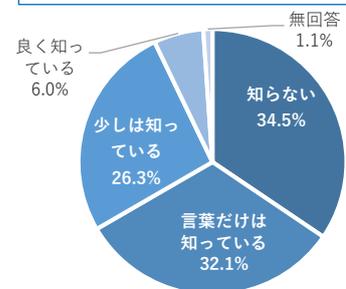
《外国人住民》



今後、地域で活動したいことの比較(複数回答) 《日本人住民意識調査》《外国人住民意識調査》

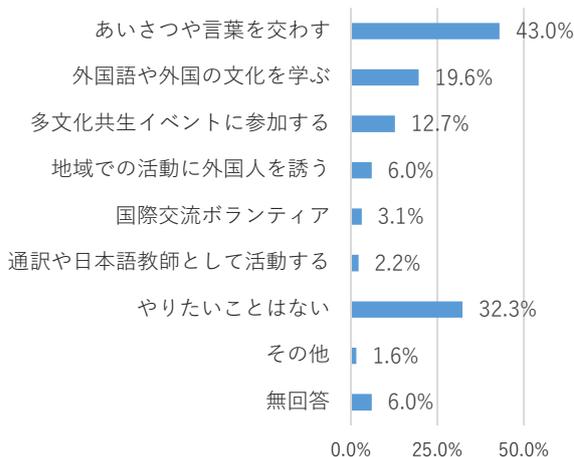
「多文化共生」という言葉・考え方について、日本人住民アンケートでは、日本人住民で「知らない」の回答が最も多く34.5%となっています。また、今後、地域で活動したいことについては、「文化を学ぶ」、「イベントに参加」、「ボランティア活動」が双方で上位項目となっていますが、日本人住民は「あいさつや言葉を交わす」ことから始めたいと考える方の割合が最も高く、43.0%となっています。

【日本人住民アンケート】  
「多文化共生」という言葉・考え方を  
知っているか(単数回答)



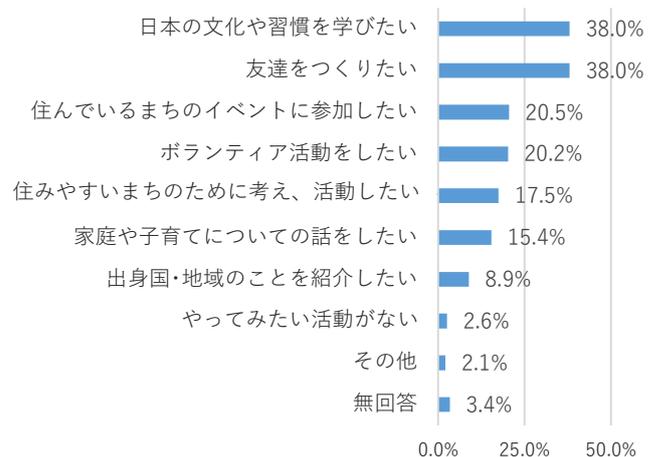
《日本人住民》

多文化共生の実現のために今後したいこと



《外国人住民》

地域の中でやってみたい活動は何か



### 3 多文化共生社会の実現に向けての課題

本市における多文化共生社会の実現に向けた課題は、日本人住民及び外国人住民の意識調査の結果などから、以下のとおりとなります。

#### (1) 行政・生活情報の多言語化

出身国や使用する言語が多様な外国人住民に、行政の各種サービス及び地域社会で生活する上でのルールや慣習などを理解してもらうためには、行政や生活に関する各種情報の多言語化や、やさしい日本語での分かりやすい情報提供を行うとともに、日本語を習得する機会の整備に努めることが必要です。また、理解の仕方や価値観の相違、情報不足などによる日常生活におけるトラブルを防止するため、外国人住民に対応した相談窓口を整備する必要があります。

#### (2) 安全・安心で快適な生活の支援

外国人住民が安定した生活基盤を築き、自立した地域社会の一員として暮らすためには、疾病・入院・出産等における医療の受け入れ態勢の整備や適正な労働環境の確保を促すとともに、福祉や教育、子育て等において、行政サービスを適切に享受できる環境を整備することが求められています。また、外国人住民が災害弱者とならないよう、防災知識の普及や地域コミュニティ等との連携・協働を図ることが必要です。

#### (3) 多文化共生の理解促進と地域社会への参画

言語や文化、習慣等の違いを認め合い、日本人住民と外国人住民が互いに理解を深め、差別や偏見をなくし、より住みやすい地域づくりを進めるためには、外国人住民の町会加入など、地域社会への参画を促進する必要があります。また、共生意識を醸成するために、地域で開催される各種イベントなどを通して、日本人住民と外国人住民の交流の機会を増やしたり、外国人住民が地域で活躍する場を設けたりすることも必要です。

#### (4) 地域活性化とグローバル化への対応

増加傾向にある外国人住民とともに多様化が進む地域において、まちの活性化を通じて持続可能な新たな地域づくりを推進するためには、地域社会の担い手となる外国人住民のキーパーソンとなる人材を育成するとともに、日本人とは異なるバックグラウンドや文化を持つ外国人ならではの知見やノウハウの活用を図ることも必要です。また、進展する地域のグローバル化に対応するため、国際的視野を持つ人材を育成することが必要です。

## 第3章 指針の基本的な考え方

### 1 基本方針

本市では、国籍や民族、文化などの違いにかかわらず、互いに認め合い、一人ひとりの人権が尊重され、協力し合いながら、心豊かな笑顔あふれる多文化共生のまちを目指します。

**基本方針： 互いに認め合い 共に心豊かに暮らす 笑顔あふれるまち 蕨**

### 2 基本目標

#### (1) 学びとコミュニケーションでつなぐまちづくり

外国人住民が日常生活や社会生活を地域住民と共に円滑に営むために、行政情報や生活に関わる情報をやさしい日本語を含めて多言語対応を推進します。また、日本語ボランティアサークルとの連携・協働により、外国人住民の日本語を学習する機会の充実を図るとともに、相談窓口の整備を進めます。

#### (2) 誰もが暮らしやすい環境づくり

外国人住民も安心して暮すことができるよう、保健・福祉サービスの周知や医療受診体制の充実を図るとともに、児童・生徒への就学・進学サポートをはじめ、多様な学習の機会を確保するほか、災害や緊急時に備えた対策を促進するなど、生活に関わる各種支援の更なる充実を推進します。

#### (3) 多様性を活かした地域づくり

日本人住民と外国人住民の相互理解を深め、多文化共生の意識啓発と醸成を推進するため、外国人住民も地域住民の一員として、町会や自治会への加入を促進します。また、市民活動団体等と連携し、各種イベント等を通して地域住民との交流の機会を設け、多様性と包摂性のある地域社会の実現を目指します。

#### (4) 地域活性化とグローバル化をはぐくむ人づくり

地域の新たな魅力の創出や地域経済の活性化につなげるために、本市の歴史的・文化的資源等により、外国人住民に地域への愛着を深めながら、地域社会の担い手となる人材の発掘と育成に努めます。また、姉妹・友好都市との都市間交流事業の国際青少年キャンプを通して、国際的視野や感覚に優れた人材の育成に努めます。

### 3 指針の体系

基本方針：互いに認め合い 共に心豊かに暮らす 笑顔あふれるまち 蕨

基本目標	施策の柱	主な取り組み	
1 学びとコミュニケーションでつなぐまちづくり	(1)情報のやさしい日本語を含めた多言語化	①行政・生活情報のやさしい日本語を含めた多言語化での提供	
	(2)相談体制の整備	①相談窓口の整備	
	(3)学習環境の充実	①日本語学習機会等の整備	
	(4)生活オリエンテーションの実施	①生活オリエンテーションの実施	
2 誰もが暮らしやすい環境づくり	(1)教育支援	①日本語教育と国際理解教育の推進	
		②就学の支援	
		③進路指導・キャリア教育の支援	
		④保護者への支援	
	(2)労働環境等の確保	①就労・起業の支援	
		②適正な労働環境の確保	
	(3)災害支援体制の整備	①防災知識の普及	
		②防災ボランティアの育成	
		③災害時の避難支援体制の整備	
	(4)医療・保健・福祉の充実	①医療受診体制の整備	
		②高齢者・障害者等への支援	
	(5)子育てサポートの充実	①産前産後期への支援	
		②未就学期への支援	
		③就学期への支援	
	(6)居住支援	①住宅に関する情報提供	
	3 多様性を活かした地域づくり	(1)多文化共生の意識啓発・醸成	①多文化共生の理解促進
			②人権尊重の推進
		(2)地域活動支援	①町会・地域活動への参加促進
②市民活動団体等との連携・協働			
(3)社会参画支援		①社会参画への支援	
4 地域活性化とグローバル化をはぐくむ人づくり		(1)人材の発掘・育成	①まちへの愛着の育成
	②地域社会の担い手の発掘・育成		
	(2)グローバル化への対応	①国際理解の推進	
	(3)地域活性化の推進	①地域の活性化	
		②地域経済の活性化	



指針の推進体制	1 推進体制の整備 (1)市内の推進体制 (2)地域における連携・協働 2 指針の進捗管理
---------	--

## 第4章 施策の内容

### 1 学びとコミュニケーションでつなぐまちづくり



#### (1) 情報のやさしい日本語を含めた多言語化

外国人住民が行政や生活情報を取得できるように、ごみの分け方・持ち出し方などの生活に関わるお知らせやイベント等の行政情報をやさしい日本語を含めて多言語化対応を進めるとともに、ICTを活用した多言語翻訳機やSNSなどの多様な媒体を活用し、窓口対応の円滑化及び効果的な情報提供を推進します。

##### ①行政・生活情報のやさしい日本語を含めた多言語化での提供

事業名	内容	担当課
市ホームページの多言語による情報提供	市ホームページを民間の自動翻訳サービスを利用して英語、中国語、韓国語、ベトナム語に翻訳し、行政情報の多言語化を行います。	秘書広報課
行政・生活情報等のやさしい日本語を含めた多言語化	各課で発行する生活に関わるお知らせやイベントなどの各種情報について、やさしい日本語を含めた多言語化を図ります。	関係各課
生活ガイドブックの作成	行政サービスに関わる各種情報を一元化したガイドブックを作成し、転入手続きの際に外国人住民などに配布します。	市民協働課
外国人住民用情報コーナーの設置	やさしい日本語を含めた多言語で作成された行政情報や生活情報を集約し、情報のワンストップ化を図ります。	市民協働課
やさしい日本語での窓口対応	日本語に不慣れな外国人にも分かりやすい、やさしい日本語を活用して、窓口対応の円滑化を図ります。	関係各課
ICTを活用した多言語対応	行政情報や各種通知をやさしい日本語を含めた多言語で提供するため、ICTを活用した文書の自動翻訳機器等の整備を検討します。	市民協働課
庁舎のユニバーサル化	ユニバーサルデザインに配慮した庁舎案内表示等や誘導を検討します。	庁舎建設室 庶務課



## (2) 相談体制の整備

外国人住民が地域社会のルールやマナー、行政サービスなどを理解し、安心して生活できるよう、日常生活に関わる身近な困りごとの相談や税金、福祉等の行政に関わる手続きなどの相談に対して、適切に対応できる相談窓口の充実を図っていきます。

### ①相談窓口の整備

事業名	内容	担当課
相談体制の充実	生活に関わることや入管、労働、法律、福祉などの困りごとなどに対して、弁護士や専門家を含めた相談を受ける体制の充実に努めます。	市民協働課
関係機関との相談体制の連携	埼玉県の「外国人総合相談センター埼玉」などと連携し、各種相談の適切な対応を図ります。	市民協働課
ICTを活用した行政窓口環境の整備	各窓口での対応を円滑に行うため、多言語翻訳機器等、ICTを活用した有効なコミュニケーションツールの整備を図ります。	市民協働課



## (3) 学習環境の充実

日本語を学びたい外国人住民に応じて、日本語ボランティアサークルの協力による日本語教室を各公民館で開催するなど、日本語学習の支援を進めます。また、日本語ボランティア養成講座を開催し、外国人住民に日本語を教えるボランティア人員を確保するなどして、日本語学習が推進できる体制の整備に努めます。

### ①日本語学習機会等の整備

事業名	内容	担当課
日本語教室の充実	日本語ボランティアサークルや市民活動団体と連携し、日本語の学習や生活習慣等を学ぶ機会の充実を図ります。	公民館／市民協働課
日本語ボランティア養成講座の開催	日本語学習をサポートするボランティアの担い手を育成する支援に努めます。	公民館
図書館の多言語資料の充実	日本語の学習に関する書籍や外国語の図書(児童書を含む)、辞書等を設置して、日本文化の理解と多文化共生意識の醸成に努めます。	図書館



#### (4) 生活オリエンテーションの実施

外国人が地域住民として円滑に生活ができるよう、本市に転入してきて間もない外国人住民を対象にオリエンテーションを実施し、行政サービスやごみの出し方などの地域社会のルールやマナーについて理解を深める学習の機会の確保に努めます。

##### ①生活オリエンテーションの実施

事業名	内容	担当課
生活オリエンテーションの実施	行政の制度や地域社会のルールなどの理解を深める説明会等の実施を検討します。	市民協働課
行政・生活情報の動画配信	行政サービスや生活に関わる各種情報の多言語動画をホームページで提供します。	市民協働課

## 2 誰もが暮らしやすい環境づくり



#### (1) 教育支援

外国人児童生徒等が学校生活に円滑に適応できるよう、日本語特別支援教室での適応指導や日本語教育補助員の派遣など、日本語能力が不十分な外国人児童生徒等への教育環境の整備を図るとともに、一人ひとりに応じた就学・進路支援や面談等をきめ細やかに行い、教育機会の確保に努め、保護者と学校とのコミュニケーションギャップ等への解消を図ります。

##### ①日本語教育と国際理解教育の推進

事業名	内容	担当課
日本語特別支援教室の整備	日本語による会話などに困難を抱える外国人児童生徒に対し、初歩的な日本語指導や学校生活への適応支援を行います。	学校教育課
授業等に必要日本語能力向上支援	授業の理解や学校生活を送る上で必要な日本語の指導を行うとともに、日本語指導教員の配置など、指導体制の充実にも努めます。	学校教育課
小・中学校への外国語指導助手の配置	外国語指導助手(ALT)を小・中学校の各校に1名ずつ配置し、外国語や国際理解教育の充実を図ります。	学校教育課
外国人児童生徒等への指導力向上研修	日本語指導教員や教育センター職員を対象に、研究協議会などを通じ、外国人児童生徒等の教育に必要な知識や技能の習得に努めます。	学校教育課

## ②就学の支援

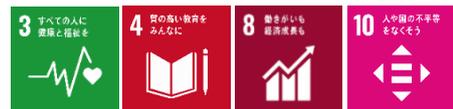
事業名	内容	担当課
就学状況の把握	外国人児童生徒等の就学状況の実態管理・把握に努め、適切な指導を行います。	学校教育課
児童・生徒の不就学対応	学校に通っていないなどの不就学の外国人児童生徒等に教育の機会を確保するため、本人や保護者の希望により、市内小・中学校への円滑な編入ができるよう努めます。	学校教育課
夜間中学校の周知	さまざまな理由により義務教育を修了できなかった外国人住民に、川口市立芝西中学校陽春分校(夜間中学)の周知を図り、教育を受ける機会の確保に努めます。	学校教育課

## ③進路指導・キャリア教育の実施

事業名	内容	担当課
高等学校への進学支援	高等学校などへの進学を促進するため、外国人生徒やその保護者に対して、早い時期からの進路ガイダンスや進路相談を行います。	学校教育課
キャリア教育の実施	外国人児童生徒等が社会で自立していくために、必要な能力や態度の育成を図るキャリア教育を推進します。	学校教育課
キャリア支援	日本で暮らしていくためのさまざまな相談に個別対応するとともに、必要に応じて日本語支援ボランティアによる通訳やスクールソーシャルワーカーとの連携を図ります。	学校教育課

## ④保護者への支援

事業名	内容	担当課
保護者とのコミュニケーションの円滑化	子どもの教育指導等に関わる情報提供や意思疎通が、保護者と円滑に行われるよう、多言語翻訳機の導入など、ICTの活用を検討します。	学校教育課
保護者への情報発信	学校からの連絡をやさしい日本語を含めた多言語化を図り、スマートフォン等で閲覧可能とするコミュニケーションツールを検討します。	学校教育課



## (2) 労働環境等の確保

外国人労働者の社会保険の未加入や賃金・労働時間など労働関係法令による労働条件を満たさない就業環境を防止するため、国や県等と連携し、外国人労働者の労働環境の整備を促すとともに、外国人住民が外国人の発想を活かした企業家として地域で活躍できるよう情報提供等などを行い、起業の支援に努めます。

### ①就労・起業の支援

事業名	内容	担当課
就労支援	就労に必要な法律や制度などの理解を深める講座や相談の実施に努めるとともに、ハローワークの周知を図ります。	商工観光課
起業支援	起業意欲がある外国人住民に対し、起業家として地域で活躍できるよう、情報提供などの支援に努めます。	商工観光課

### ②適正な労働環境の確保

事業名	内容	担当課
労働環境の適正化	外国人就労者が適正な労働環境で働けるよう、関係機関と連携して、市内企業に就業環境などに関する啓発を行います。	商工観光課



### (3) 災害支援体制の整備

外国人住民に対する防災知識の普及や外国人被災者の支援、避難所等をはじめとする災害時の対応の充実を図り、消防団や自主防災組織等と連携して、防災訓練への参加を促すとともに、外国人住民の自助・共助の担い手となる災害時外国人支援ボランティアの育成に努めます。また、伝達手段には、SNSやピクトグラムを活用し、緊急・防災情報の迅速かつ的確な提供に努めます。

#### ①防災知識の普及

事業名	内容	担当課
防災情報の周知	防災に関わる必要な情報を集約したチラシやパンフレットをやさしい日本語を含めた多言語化を図るとともに、避難所案内板等にピクトグラムを用いるなど、防災情報の周知に努めます。	安全安心課
防災に関する相談対応	災害に対する不安を解消するため、多言語翻訳機などを活用し、相談の充実を図ります。	安全安心課
防災演習・訓練への参加促進	災害時に適切な行動ができ、自助・共助力を高められるよう、防災演習や地域の防災訓練への参加を促進します。	安全安心課
防災に関わる学習機会の提供	外国人住民が、防災に必要な知識を学ぶことができる講座等の開催を検討します。	安全安心課

#### ②防災ボランティアの育成

事業名	内容	担当課
災害時外国人支援ボランティアの育成	災害発生時に日本人住民とともに適切な対応がとれる災害時外国人支援ボランティアの育成を図ります。	安全安心課

### ③災害時の避難支援体制の整備

事業名	内容	担当課
防災行政無線の多言語化によるSNS情報発信	メールアドレスを登録した外国人住民に対して、防災行政無線の放送内容などをメール等で多言語配信し、災害発生時等における自主的な行動の支援や安全確保を促進します。	安全安心課
災害時の情報伝達手段の多言語対応	災害時の外国人支援として、外国人避難所会話セットを使用し、避難所に避難された外国人の対応に努めます。	安全安心課
緊急時等における多言語対応	スマートフォンの通訳アプリの活用や119番通報時や災害現場において、電話回線を用いた三者間同時通訳による緊急時対応を実施します。	消防本部



### (4) 医療・保健・福祉の充実

外国人住民が日本人住民と同様に健康な生活が送れるよう、医療、年金、保険、福祉などに関わる情報の多言語化を図り、各種サービスの円滑な利用促進及び社会保障の加入促進などの啓発に努めます。また、日本語能力が不十分な外国人住民に対応するため、医療現場や窓口にて、通訳の配置やICTを活用した多言語翻訳機の整備を図り、診療や説明が行える体制づくりに努めます。

#### ①医療受診体制の整備

事業名	内容	担当課
医療機関における多言語対応の支援体制	医療機関を受診する外国人住民に対して、通訳者(中国語)の配置や問診票をはじめとする文書等を多言語化し、安心して医療サービスを楽しむように努めます。	市立病院
医療通訳派遣の利用	外国人住民が言語の壁によって、適切な医療が受けられないことがないように、ICTの活用や「医療通訳制度」について検討します。	市立病院
健康診断情報等の多言語対応	健診(検診)の対象となった外国人住民のために、実施日や内容等、多言語化の情報提供や相談体制の整備に努めます。	医療保険課 保健センター
国民健康保険制度の周知	国民健康保険に関するチラシを3か国語(中国語、ベトナム語、ネパール語)で作成し、窓口対応の際に必要なに応じて活用します。	医療保険課

## ②高齢者・障害者等への支援

事業名	内容	担当課
高齢者等への福祉サービスの情報提供	外国人住民の高齢者や障害者が、必要な福祉サービスを受けることができるように情報提供等により支援します。	福祉総務課 健康長寿課
外国人高齢者等福祉手当の支給	障害基礎年金等を受給できない外国人住民の高齢者や障害者に対し、手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。	福祉総務課 健康長寿課
生活保護制度に基づく支援	生活保護法に準じ、生活に困窮する外国人住民に必要な保護を行い、自立に向けた生活指導に努めます。	生活支援課



## (5) 子育てサポートの充実

外国人住民が、母国とは異なる保育や子育てに関わる各種制度や手続きなどを理解し、適切に行政サービスを楽しむ環境を進めるため、子育てに関わる公的サービスなど、育児情報のやさしい日本語を含めた多言語化を図るとともに、育児不安を解消する相談体制を整備するなど、各種子育てサポートの充実を図ります。

### ①産前産後期への支援

事業名	内容	担当課
乳幼児の予防接種の情報提供	乳幼児がいる外国人住民が予防接種を受けられるよう、希望者には多言語版予防接種ガイドライン（予防接種と子どもの健康）を活用します。	保健センター
母子健康手帳の交付	外国人妊産婦に必要な情報を届けられるよう、希望者には多言語版母子健康手帳を活用します。	保健センター
母子保健における相談対応	乳幼児健診・家庭訪問等の相談において、円滑なコミュニケーションを図るため、多言語版の資料や翻訳機の活用を推進します。	保健センター
ブックスタート事業	絵本をプレゼントする際、多言語版アドバイスブックレットを配布し、赤ちゃんと保護者が本を通じてコミュニケーションを育むきっかけづくりを応援します。	保健センター

## ②未就学期への支援

事業名	内 容	担当課
子育て情報の提供	保育サービスや子育て支援に関する情報をやさしい日本語を含めて多言語化し、制度の理解を図ります。	子ども未来課
乳幼児の家庭児童相談の充実	乳幼児がいる外国人住民の子育てや家庭に関する相談に、やさしい日本語などで対応します。	子ども未来課
園児の日本語の習得支援と保護者とのコミュニケーションの円滑化	園児が園生活において必要な日本語の習得を支援するとともに、保護者との円滑なコミュニケーションを図るため、会話シートやピクトグラムを活用による個別対応や保育園からの連絡をやさしい日本語を含めた多言語化を図ります。	保育園
子育てイベント等のやさしい日本語情報発信	地域における子育て支援を推進するため、乳幼児親子対象イベント等の情報のやさしい日本語化を図ります。	福祉・児童センター／児童館／公民館

## ③就学期への支援

事業名	内 容	担当課
留守家庭児童指導室での児童・保護者とのコミュニケーションの円滑化	児童及び保護者との円滑なコミュニケーションを図るため、やさしい日本語などで対応します。	子ども未来課
学齢期の家庭児童相談の充実	学齢期の児童・生徒がいる外国人住民の子育てや家庭に関する相談に、やさしい日本語などで対応します。	子ども未来課
学校・学級連絡文書のやさしい日本語を含めた多言語化対応	日本語の理解が不十分な保護者に連絡事項等を理解してもらえよう、文書のやさしい日本語を含めた多言語化を検討します。	学校教育課
進学に係る経済的支援	入園・入学資金貸付制度や奨学金制度についての案内等をやさしい日本語を含めた多言語化を図ります。	教育総務課



## (6) 居住支援

多言語による公営住宅の入居者募集案内等の情報の充実を図ります。また、入居前から退去時までの役に立つ情報提供や入居の手続きなどに、居住に関わる支援を推進します。

### ①住宅に関する情報提供

事業名	内 容	担当課
公営住宅に関する情報提供等	公営住宅に関し、案内が円滑に進むよう住居の手続き等を多言語化し、情報提供を行います。	建築課
住宅セーフティネット制度の活用	外国人住民等の入居を拒まない住宅として登録された住宅の情報を提供します。	建築課

### 3 多様性を活かした地域づくり



#### (1) 多文化共生の意識啓発・醸成

外国人住民が地域住民と共生していくため、公民館などにおける各種講座やイベントなどを通して、日本人住民と外国人住民の交流の機会を広げるとともに、人権意識の高揚に努めるなど、多文化共生に対する地域住民の意識の啓発・醸成を図ります。

##### ①多文化共生の理解促進

事業名	内容	担当課
みんなの広場の実施	日本人住民と外国人住民の交流を通して言葉や文化、習慣などの違いを知り、住み良いまちづくりを進めるため、多文化共生イベント「みんなの広場」を開催します。	市民協働課
多様な文化に触れ合う機会の創出	各地域の日本人住民と外国人住民が互いの文化や習慣等への理解をはぐくむため、料理教室などの各種講座を開催します。	公民館
外国の歴史・文化等を知る場づくり	図書館に多文化共生に関する資料や外国語の文献等を設置し、外国の歴史や文化についての多文化共生への理解を深めます。	図書館
多文化共生啓発紙の発行	多文化共生の理解促進を図るため、啓発紙を発行します。	市民協働課

##### ②人権尊重の推進

事業名	内容	担当課
人権尊重の啓発	人権擁護委員と連携して、外国人の人権尊重の啓発に努めます。	市民協働課
人権学習の促進	人権の意義や重要性などについて理解を深め、多文化共生の基礎となる人権を尊重する意識の醸成を図ります。	学校教育課
人権相談窓口の整備	外国人住民に対する差別や偏見などへの人権相談の窓口を整備します。	市民協働課



## (2) 地域活動支援

外国人住民が地域社会の担い手として活躍できるよう、外国人住民の町会への加入促進に努めるとともに、市民活動団体等と連携し地域活動への参加を促し、外国人の持つ多様性を新たな活力としながら、協働のまちづくりを推進します。

### ①町会・地域活動への参加促進

事業名	内容	担当課
町会の加入促進	外国人住民が地域活動を始めるきっかけとなる町会への加入方法や活動内容等について、多言語での情報提供を行います。	安全安心課
町会に関する学習機会の提供	町会の仕組みを知らない外国人住民に講習会等を開催し、町会の役割等を理解してもらう機会を提供します。	安全安心課
町会活動への参加促進	地域社会に対する理解や相互理解を深めるため、クリーンわらび市民運動や防災訓練、地域のスポーツイベントなど、町会行事への参加を促します。	安全安心課

### ②市民活動団体等との連携・協働

事業名	内容	担当課
外国人住民の地域活動支援	外国人住民も日本人住民と共に地域課題に取り組み、自助組織として活動できるよう、市民活動団体と連携して支援に努めます。	市民協働課
通訳ボランティア登録制度の充実	会話の橋渡しや行政情報の多言語化など、外国語に精通した住民の通訳翻訳ボランティアの確保を検討します。	市民協働課



## (3) 社会参画支援

外国人住民の意見を地域の施策に反映できるよう、外国人住民の意見を聞ける仕組みの調査・研究を進めます。

### ①社会参画への支援

事業名	内容	担当課
外国人住民の意見を反映する機会の創出	外国人住民が抱える課題等を把握する機会を設け、多文化共生に関わる事業に反映できるよう努めます。	市民協働課

## 4 地域活性化とグローバル化をはぐくむ人づくり



### (1) 人材の発掘・育成

外国人住民が地域の一員として主体的に活動でき、地域住民同士で関わり合いを持ち助け合えるよう、まちへの愛着をはぐくみながら、地域社会の担い手となるキーパーソンの発掘・育成を図り、更なる地域力の向上を図ります。

#### ①まちへの愛着の育成

事業名	内容	担当課
まちの歴史・文化等の理解促進	外国人住民にも本市の歴史的・文化的資源を知ってもらい、まちへの愛着をはぐくむため、文化財に関するパンフレット等の多言語化を検討します。	歴史民俗資料館

#### ②地域社会の担い手の発掘・育成

事業名	内容	担当課
キーパーソンの発掘・育成	地域活動への参加促進や災害時の支援等、積極的に日本人住民と外国人住民との橋渡し役となる人材として活躍できるよう、外国人住民のキーパーソンの発掘や育成に努めます。	市民協働課 ／公民館
キーパーソン研修の実施	外国人住民への円滑な情報伝達やキーパーソン同士の連携、地域活動の充実を図るため、キーパーソンのスキルアップ研修の実施に努めます。	市民協働課



### (2) グローバル化への対応

姉妹都市や友好都市との都市間交流事業の国際青少年キャンプを通じて、豊かな国際的視野を持つ人材の育成を図りながら、未来を担う児童・生徒など若年層を含めた地域住民のグローバル化を推進します。

#### ①国際理解の推進

事業名	内容	担当課
国際青少年キャンプの実施	青少年の国際的視野を養成するため、姉妹都市のアメリカ合衆国エルドラド郡や友好都市のドイツ連邦共和国リンデン市との都市間交流を通じて、国際青少年キャンプを開催します。	秘書広報課



### (3) 地域活性化の推進

急速に進展するグローバル化に対応した地域づくりを推進するため、外国人住民を地域活動への参加を促し、地域住民との連携・協働を深めるとともに、外国人住民の知見やノウハウを地域資源等の掘り起こしや本市の更なる魅力の創出につなげ、地域経済等の活性化を図ります。

#### ①地域の活性化

事業名	内容	担当課
市民活動団体への登録促進	グローバル化が進む本市に、外国人の知見やノウハウを地域に活かすため、外国人コミュニティなどを通じて、市民活動団体への登録を促します。	市民協働課
留学生への活躍支援	日本語能力を身につけ、日本社会を理解する留学生に各種イベントへの参加を促すなどして、地域住民との交流の機会を設け、留学生の地域デビューを支援します。	市民協働課

#### ②地域経済の活性化

事業名	内容	担当課
多様性による地域経済活動の推進	外国人住民にも、空き店舗の活用など、開業に関わる情報提供等を行い、外国人の視点やノウハウを活かした魅力ある店舗の支援に努め、地域経済の活性化につなげます。	商工観光課
商店街の多言語案内	商店街をPRする多言語のパンフレットや食べ歩きマップ等を商工会議所との連携で作成し、まちの賑わいや地域経済の活性化を図ります。	商工観光課

## 第5章 指針の推進体制

### 1 推進体制の整備

本指針の取り組みを着実に進めていくために、庁内における推進体制を整備するとともに、地域の実情等の変化に対応できるよう、町会や各種団体等との連携を深めながら、本市における多文化共生への取り組みを推進します。

#### (1) 庁内の推進体制

本指針を適正かつ効果的に実施するため、庁内の関係各部署で構成する横断的組織を設け、本指針に示した各種取り組みの実施状況及び課題等を把握し、必要に応じて改善を図るとともに、庁内における多文化共生に関連する情報共有に努めます。

#### (2) 地域における連携・協働

地域における多文化共生の状況を把握し、実情に応じながら本指針を推進するため、町会や市民活動団体、市内事業者などとの連携・協働により、情報を共有し、課題等の整理・改善に努めます。

### 2 指針の進捗管理

本指針が掲げる基本目標を達成するため、庁内の各関係部署との連携及び市民との連携・協働により、多文化共生に関わる現状や課題等を共有しながら、各種取り組みの改善等を行い、「互いに認め合い 共に豊かに暮らす 笑顔あふれるまち 蕨」を基本方針とする多文化共生社会の実現を図ります。



# 資料編

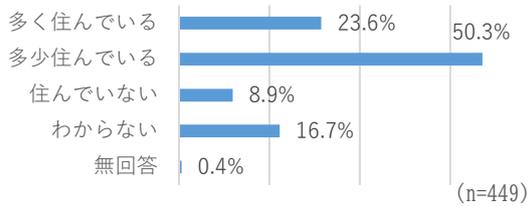
- 1 多文化共生市民意識調査
- 2 指針策定までの経緯
- 3 蕨市多文化共生指針策定に係る市民懇談会設置要綱
- 4 蕨市多文化共生指針策定庁内連絡会設置要綱

# 1 多文化共生市民意識調査結果

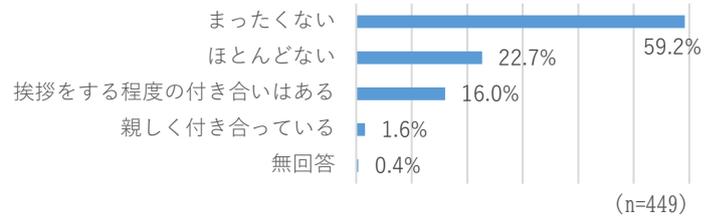
## (1) 日本人住民

### ①暮らしについて

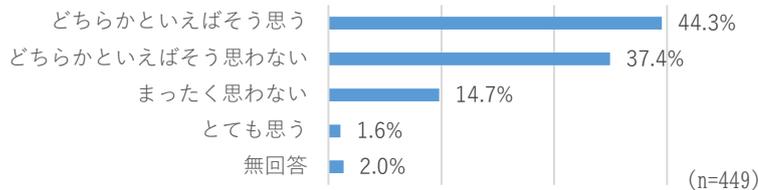
問1 近隣に外国人が住んでいますか。



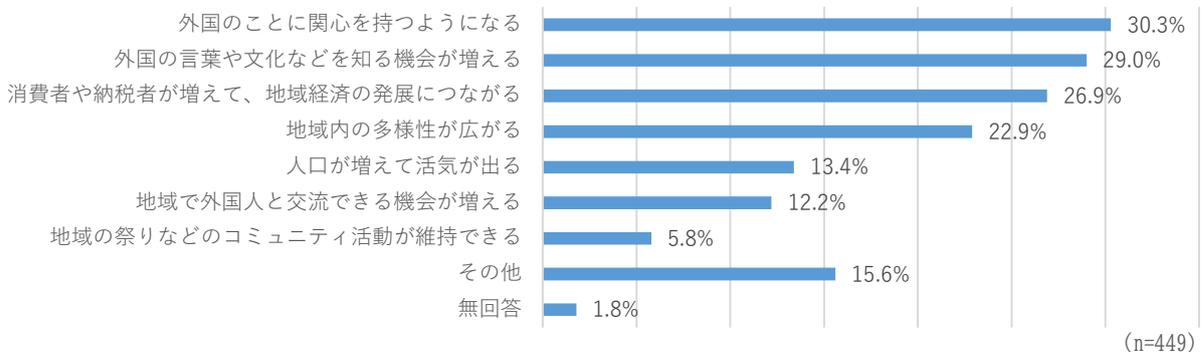
問2 近隣の外国人との付き合いはありますか。



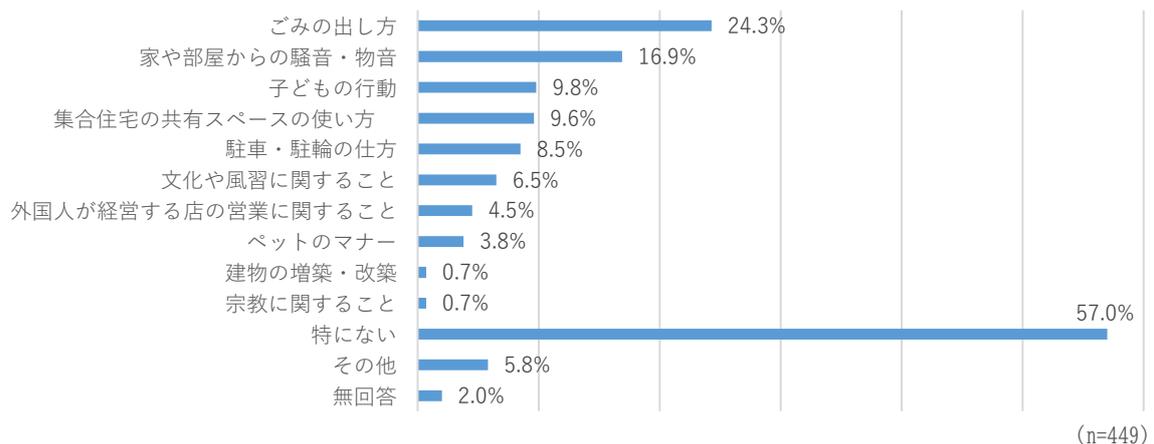
問3 蕨市では日本人と外国人が互いに認め合い暮らしていると思いますか。



問4 外国人が地域に増えることで良いと考えることはありますか(あてはまるすべてに○)。

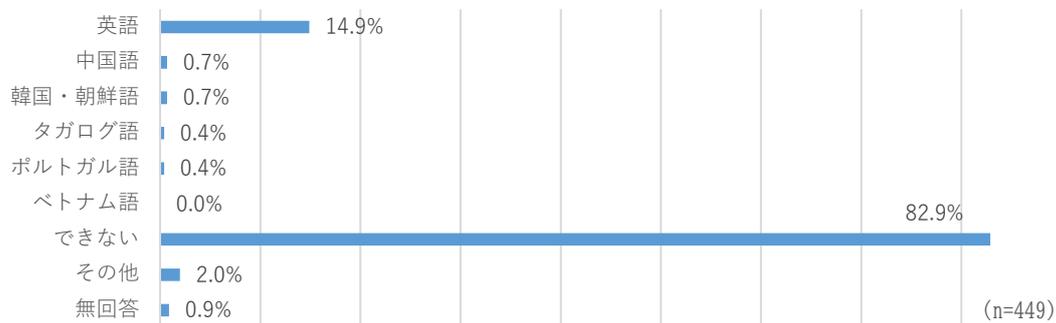


問5 あなたは今までに地域で外国人との間にトラブルがあったことはありますか(あてはまるすべてに○)。



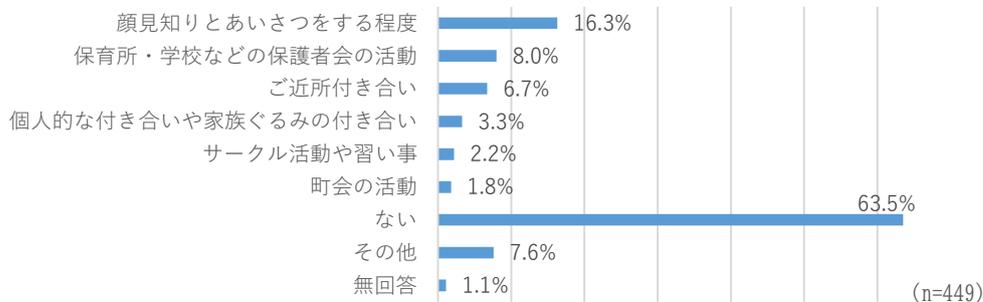
## ②言葉について

問 6 あなたは外国語の日常会話ができますか(あてはまるものすべてに○)。

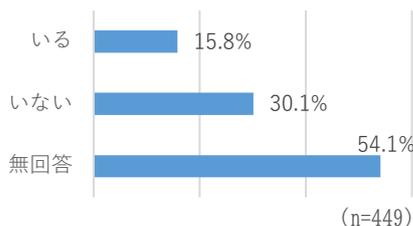


## ③地域での交流について

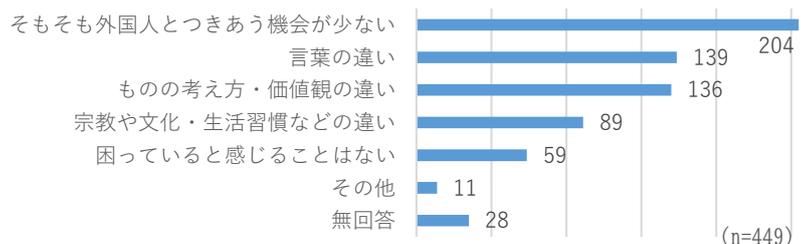
問 7 どのような機会に外国人と交流がありますか(あてはまるものすべてに○)。



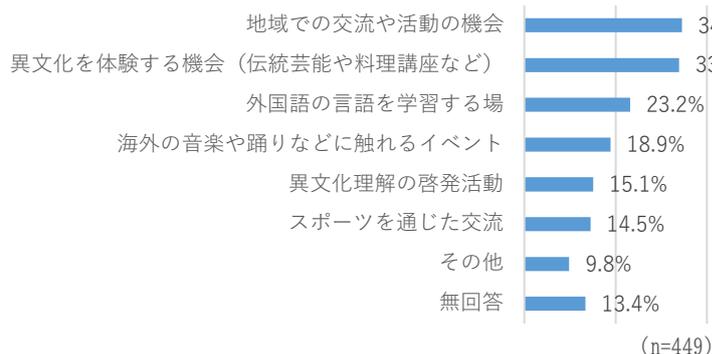
問 8 子どもがいる方にお聞きします。  
あなたの子どもには外国人の  
友達がありますか。



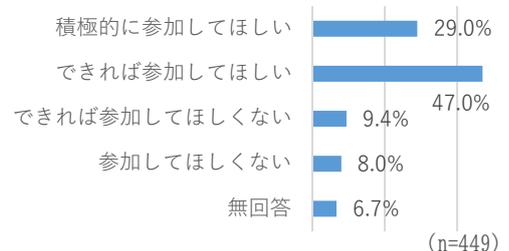
問 9 あなたが外国人とつきあうにあたり  
困っていることは何ですか  
(あてはまるものすべてに○)。



問 10 外国人との相互理解を深めるためにどのような機会があれば良いと思いますか  
(良いと思うものすべてに○)。

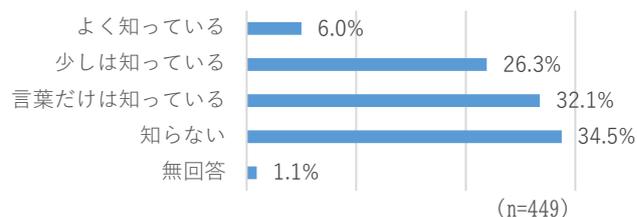


問 11 あなたは外国人が地域の  
活動に参加することにつ  
いてどう思いますか。

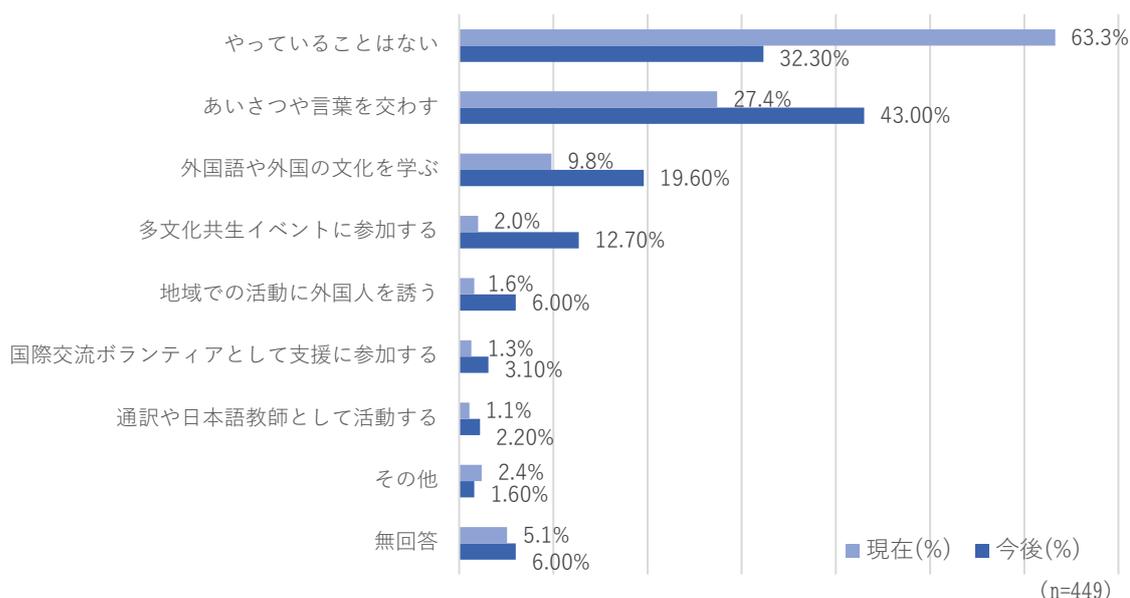


#### ④多文化共生について

問12 「多文化共生」という言葉・考え方についてどの程度ご存じですか。



問13 多文化共生の実現のために現在していること今後したいこと(あてはまるものすべてに○)。



問14 外国人との共生に関する取り組み等にご意見がありましたらご自由にお書きください。

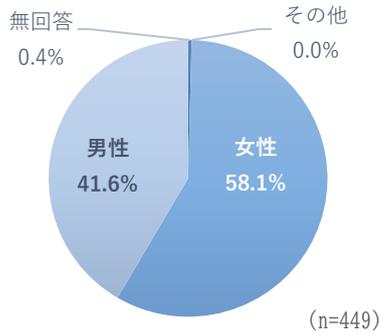
※明らかな誤字脱字等については修正を加え、類似する意見は集約するなど、一部加除して主な意見を掲載しています。

- ・外国人の方も、母国の方同士でコミュニティーができていて、関わりづらさを感じることもある。そのような壁を崩せるような、イベントがあると関わりやすいのかなと思った。また、子どもを通して(学校など)だと関わりやすい。大人だけだと難しいけど、子どもを通して多文化共生が広がるといいなと思う。
- ・外国人が日本で生活する場合、まず日本語の日常会話に不自由しない程度の日本語を習得してもらう事が大切で、(日本人ももう少し英語が出来るとブロークンで良いので。外国人が全て英語が出来るとは限らないが、少しでもツールが増えれば)そうすれば外国人と日本人との間のムダな誤解等防止でき、お互い暮らし易くなる。そもそも国がどこかというのではなく、他人は皆自分とは違うという(日本人同士でも)認識の前提があれば、他者から学ぼうとする姿勢も生まれお互いを受け入れる余裕も生まれる。人として生き方の問題で日本人か外国人かという事は普段からあまり気にならない。私の親の姿を見て育ち、幼稚園の頃から英語を米人に習う経験や、夫に付いて転勤を繰り返し、外国旅行も何度か経験した事もあると思うが。妙な迎合も必要ないし、異質な文化とのぶつかり合いを恐れる必要もなく、聞くべき時は耳を傾け、主張すべき時は主張すれば良い。
- ・音楽や食文化に触れ合う機会があれば、もっと共生に関する取り組みや考え方が変わってくると思う。

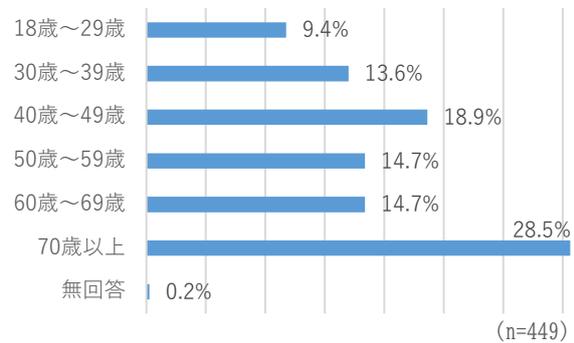
- ・日本が外国の文化を理解して受け入れるだけでなく日本に来て暮らす外国の方も日本の基本的ルールを守るべきだと思います。そういう教育の場が必要に感じます。
- ・蕨へ越してからまだ1年未満ですが、外国人の数の多さに驚きました。また、それぞれ(日本人と外国人)分断して(それぞれの価値観)暮らしているような感じがします。特にコンビニやお店周辺で固まって、マスクもせず雑談している姿をみると文化の違いをとっても強く感じます。怖い思いをすることもあります。お互いが気持ち良く過ごしていける街づくりをお願いします。
- ・生活の最低限のマナーやルール、人に迷惑をかけない必要があることをしっかりと伝え、守ってもらわなければ共生は難しいと感じる。
- ・外国人という前に地域の関わりが薄く、近所にどんな人が住んでいるのかわからない。特にアパートや集合住宅は日本人同志でもお互いを知らない和理解ができない。こんなコロナ禍で増々家に閉じこもっているのに、地域近所つき合いは難しい世の中になっているが、その中でも外国人が地域に入ってきたらそのリーダーが、文化(ごみの出し方)を丁寧に面倒をみていかれたらと思います。
- ・育ちや文化が異なることはやはり感じてしまう事が多く、対個人で話すとそうでもないが、集団だとイメージが悪くなる傾向がある。もうやっているのかも知れないが、市に住みはじめる外国の方向けに、その方の母国語で、知識として、一般的に日本でよしとされる価値観はどういうもので、どういう生活シーンや行動においてそれが現れ、逆にどこでどういう振るまいが批判の種になりやすいかなど、具体事例を示すなどしておくのが良いのではないかな。
- ・日本に住んでる以上、日本語をしっかりと学び、近隣住民とのコミュニケーションが取れるようにしていければ良いと思う。
- ・日本は島国なので、多文化共生とゆう点については、まだまだ浅い国だと思います。私が幼い頃には、外国人＝アメリカ人みたいな感じで、まるでスターを見たかのような感覚でした。でも今は、ほんとうに他国の方々を、見かける事が多いので、文化とか生活習慣が違いすぎるので、日本語教師の方や、この国の事は得意ですとゆう方々に活動して頂き、知る機会を増やして頂きたいです。お互いが知る事で共生につながっていけたら良いと思います。とても難しい課題ですが。
- ・マンション内では、ごみの分別などで問題になっている所もあると聞くので各国の言葉になったごみ分別の表があれば良いと思う。
- ・現在の取り組みに関してしっかりと理解できておらず申し訳ないのですが、蕨市に住んでいる海外の方はとても多いと感じています。暮らしている方も、お子さんがいる方も多いと思うので簡単なものでも良いので生活のルールに関する各国の言葉のマニュアルなどがあると良いのでは？と少し感じます。生活をしている中で家庭だけなら良いのですが、日本人の人がしない各国の生活習慣があるようで、とまどうことがありました。
- ・町内会は現在高齢化が進んで、役員も少なくなりました。若い方はマンションに住む方が多いので、町会に参加する方が少ないです。日本で生活をする上でコミュニケーションは大事です。外国人でも日本語が上手な方は、参加して、地域の情報を教えてあげる事もいいのではないかと思います。
- ・日本人同士でもトラブルはあるんだから、外国人だからといって神経質になりすぎるのはダメだと思う。ただし、日本のこの蕨市という地域で生活している以上、ここの文化や生活ルールは最低限守ってもらわなければならないと思う。
- ・災害など起こった場合には避難場所等すべてを共有する事になります。そんな時、彼らに対する配慮を自治体はどの程度準備できているのでしょうか。言葉や食事色いろんな面での不安を考えるとあげなとかわいそうだと思います。蕨で見る彼らは同じ国の人で固まっている様に思えます。借金をして来ている人や国に住めなくなってしまった人々など、ここに来た時点ですでに背負い失っています。彼らがなるべく不安を抱かなくて済む様に考え、工夫をしてあげたら良いと思います。皆が困った時には彼も頼れる人材となってくれます。

## ⑤あなたのことについて

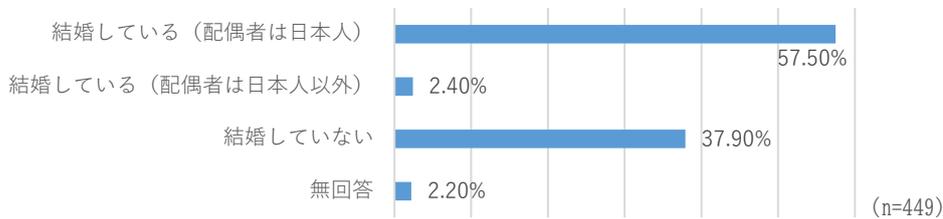
問15 あなたの性別は。



問16 あなたの年齢は。



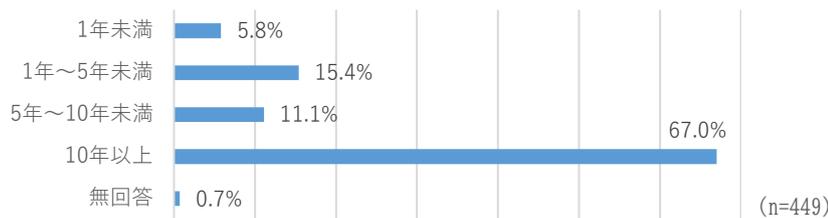
問17 あなたは現在結婚(パートナーを含む)をしていますか。



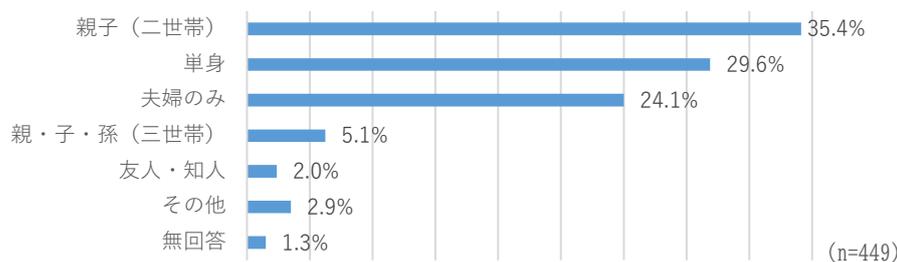
問18 現在お住まいの地区はどこですか。



問19 蕨市にお住まいの年数はどのくらいですか。



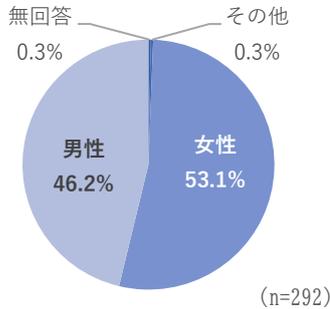
問20 一緒に住んでいる人を教えてください(あてはまるものすべてに○)。



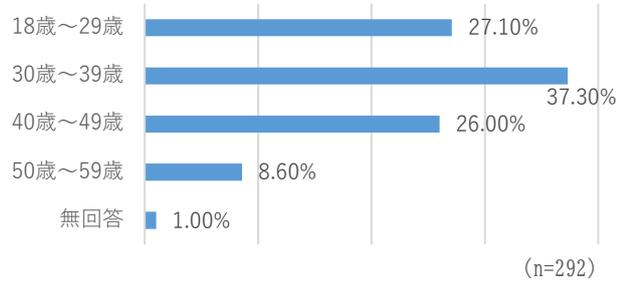
## (2) 外国人住民

### ①あなたのことについて

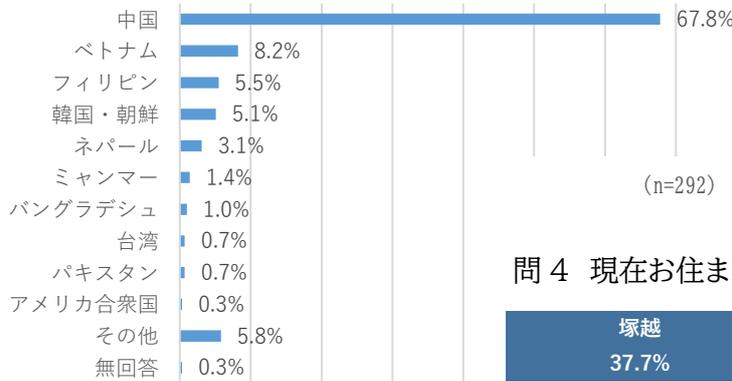
問1 あなたの性別は。



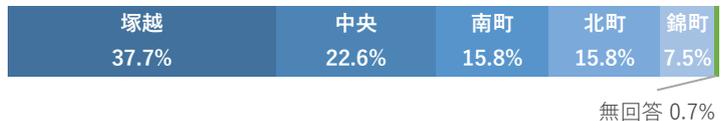
問2 あなたの年齢は。



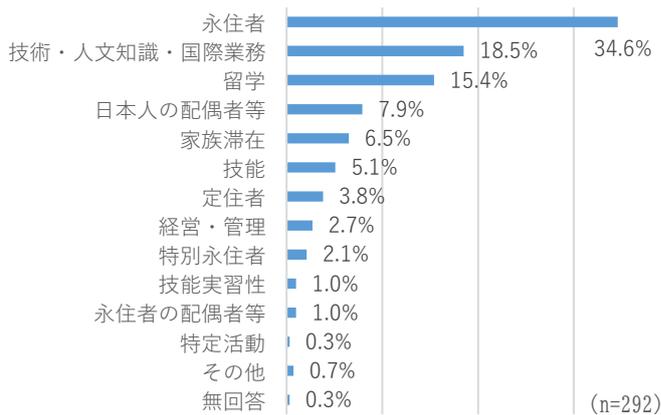
問3 あなたの国籍は次のどれにあたりますか。



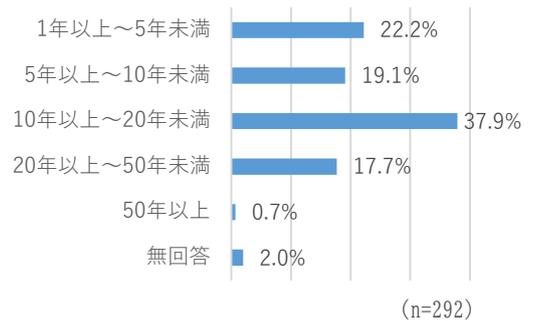
問4 現在お住まいの地区はどこですか。



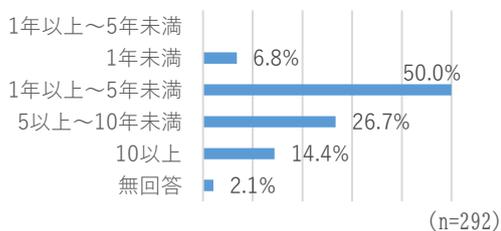
問5 あなたの日本での在留資格を教えてください。



問6 あなたは合計何年日本に住んでいますか。

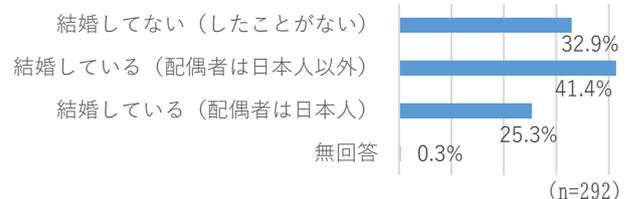


問7 あなたは合計何年蕨市に住んでいますか。

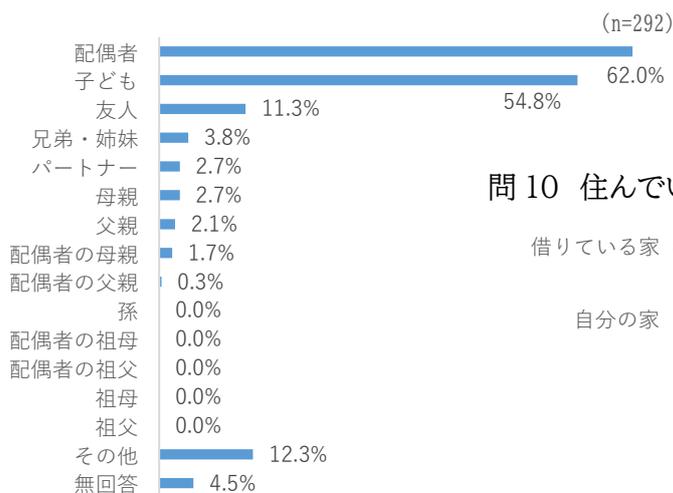


問8 あなたは結婚していますか

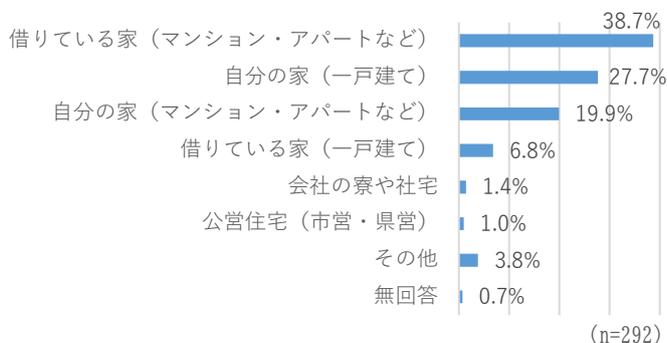
(パートナーを含む)。



問9 現在、あなたと一緒に住んでいる人(あてはまるものすべてに○)。

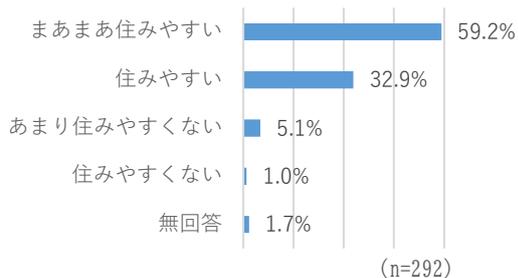


問10 住んでいる家の種類を教えてください。

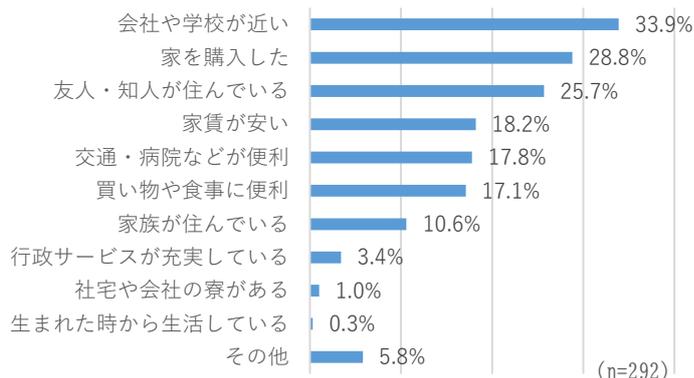


②暮らしについて

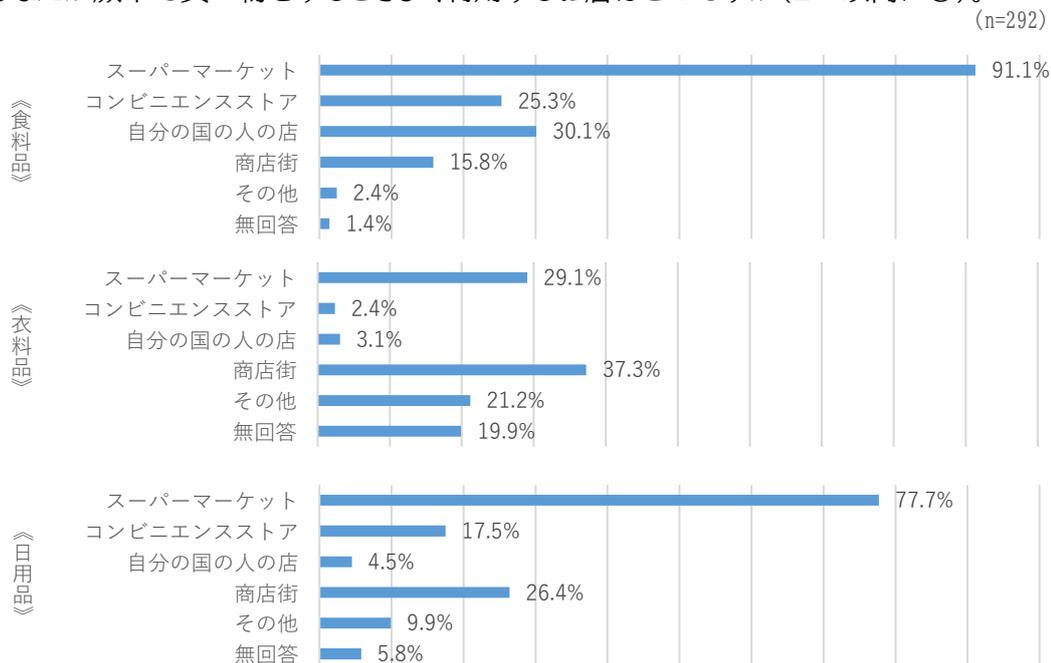
問11 あなたは蕨市が住みやすいところだと思いますか。



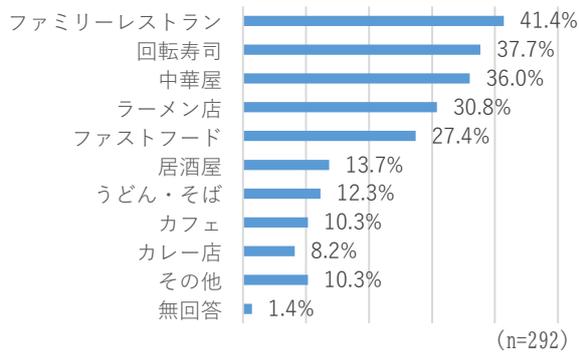
問12 あなたが蕨市に住む理由はなんですか (あてはまるものすべてに○)。



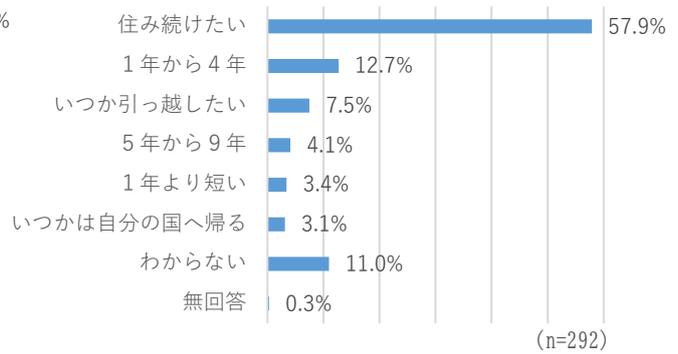
問13 あなたが蕨市で買い物をするときよく利用するお店はどこですか(2つ以内に○)。



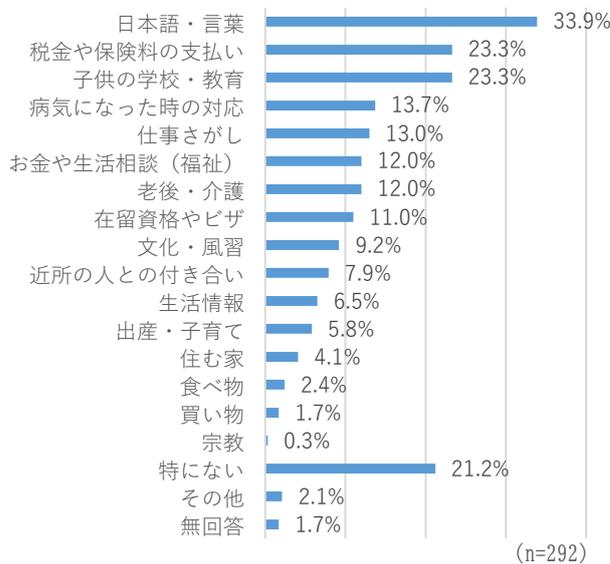
問 14 あなたが蕨市で食事をするときよく利用  
 するお店はどこですか(3つ以内に○)。



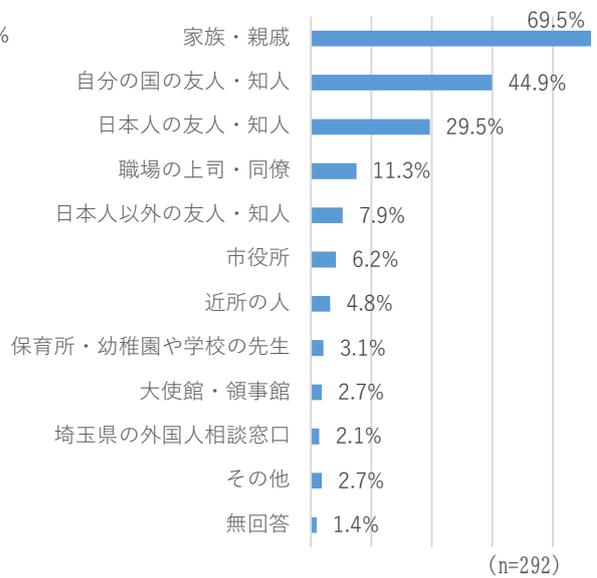
問 15 あなたは、蕨市にどのくらい住む  
 予定ですか。



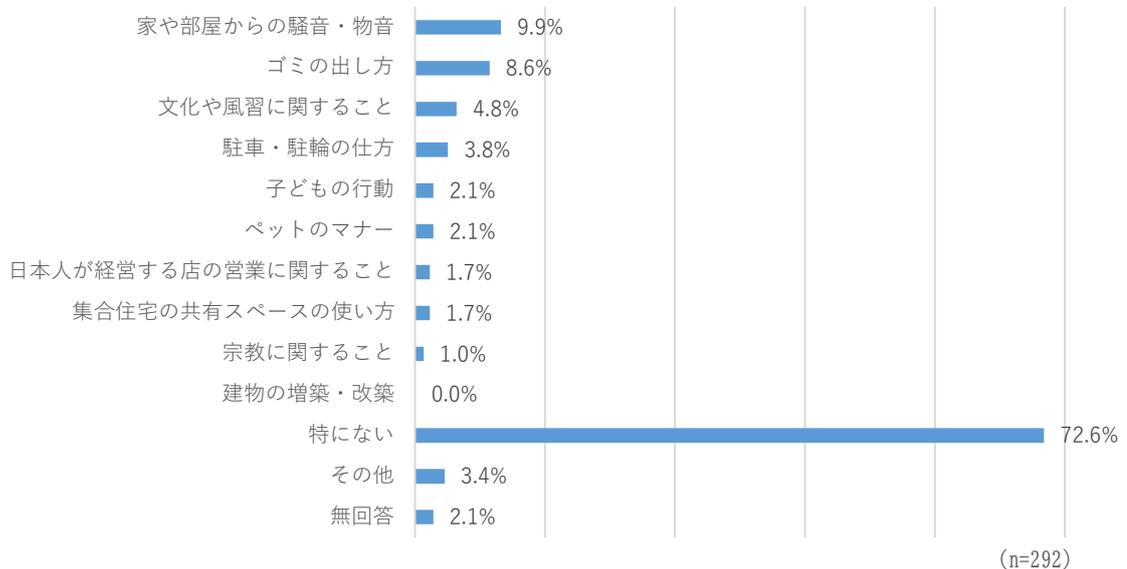
問 16 あなたが日常生活で困っていることや心配なことは  
 ありますか(あてはまるものすべてに○)。



問 17 あなたは生活で困ったときに誰に相談  
 しますか(あてはまるものすべてに○)。

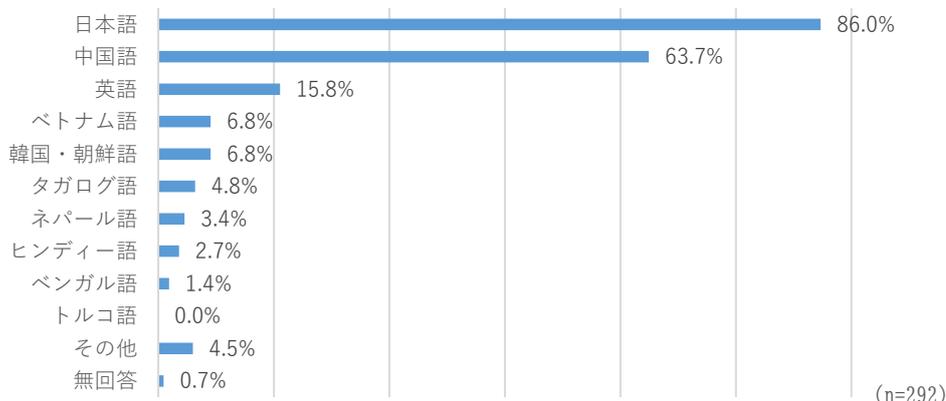


問 18 あなたは今までに地域で日本人との間にトラブルがあったことはありますか(あてはまるものすべてに○)。



### ③言葉について

問 19 あなたが普段の生活で使う言葉はどれですか(あてはまるものすべてに○)。

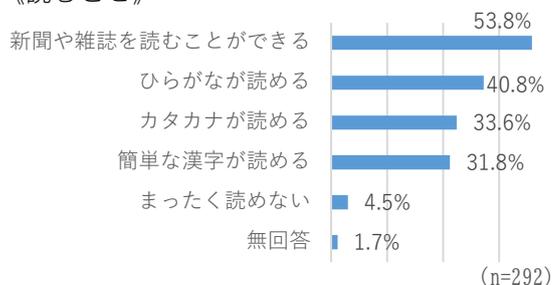


問 20 あなたは日本語がどれくらいわかりますか(あてはまるものすべてに○)。

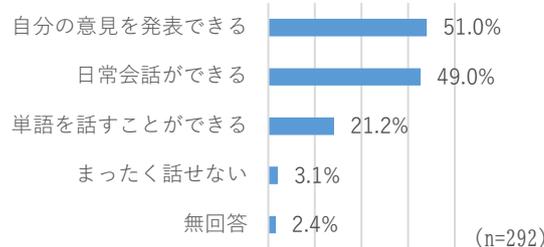
《書くこと》



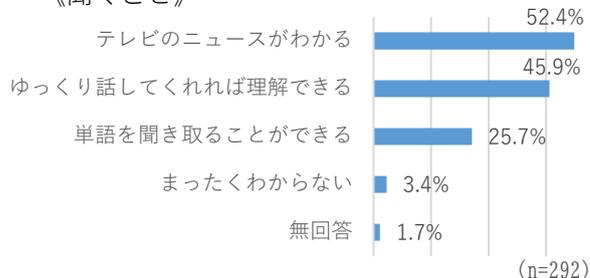
《読むこと》



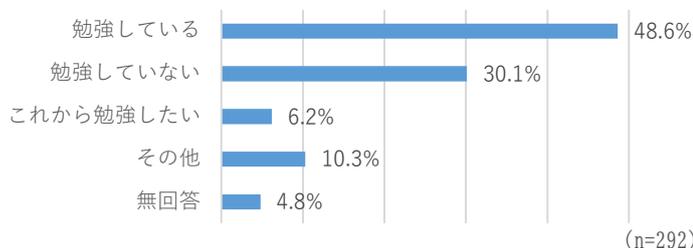
《話すこと》



《聞くこと》

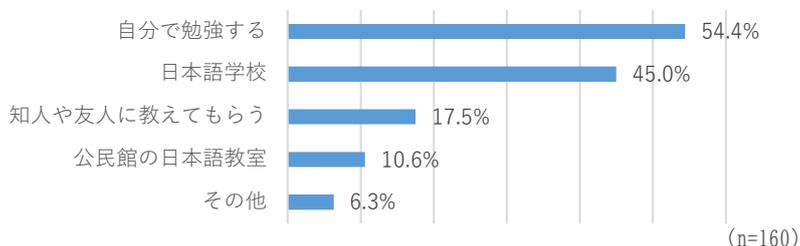


問 21 あなたは日本語を勉強していますか。



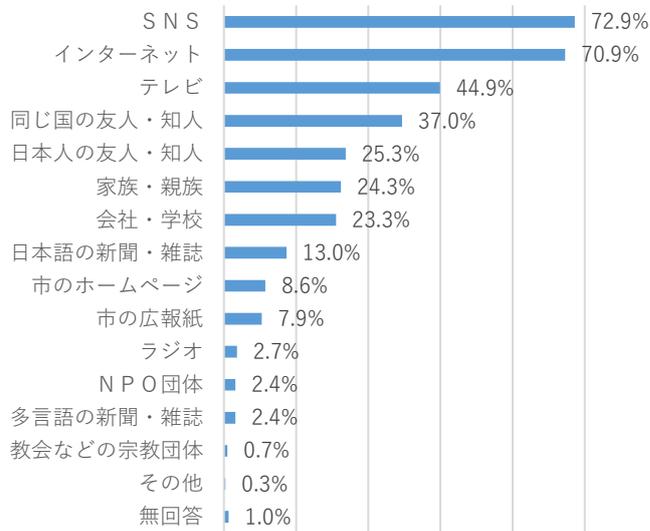
問 22 どのような方法で勉強していますか(あてはまるものすべてに○)。

※問 21 の“勉強している”、“これから勉強したい”回答者)



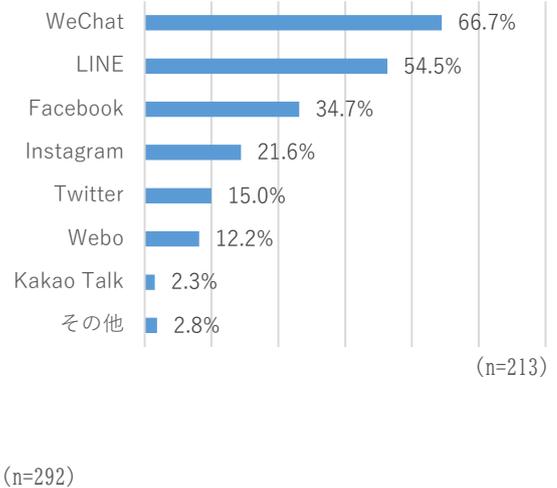
#### ④情報について

問23あなたは生活に必要な情報をどうやって知りますか(あてはまるものすべてに○)。

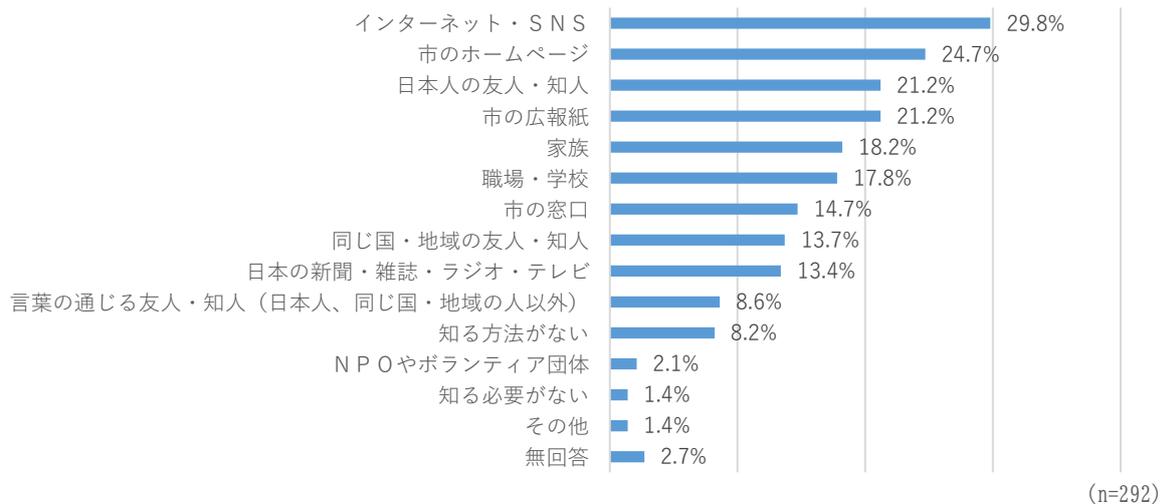


問23-1あなたが普段利用しているSNSは次のどれですか(あてはまるものすべてに○)。

※問23の“SNS”回答者



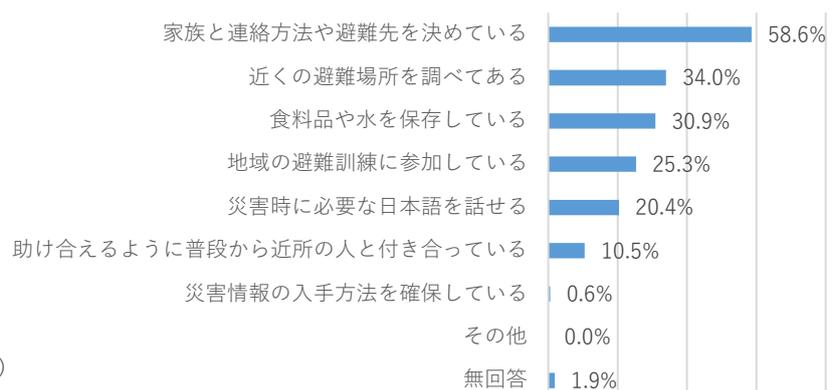
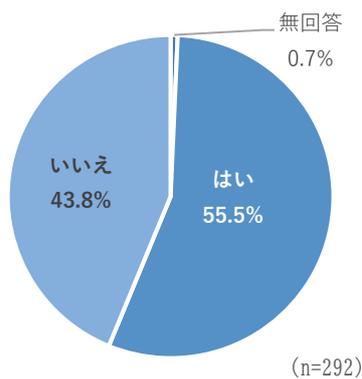
問24あなたは蕨市の情報をどのように知りますか(あてはまるものすべてに○)。



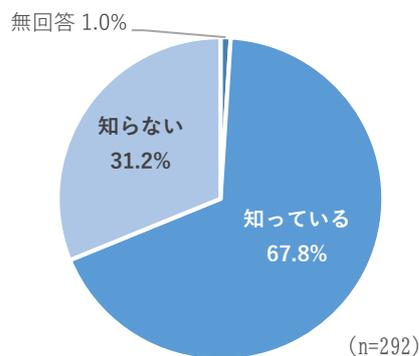
問25 大きな災害(台風や地震、洪水など)の何か準備をしていますか。

問25-1 どのような準備をしていますか(あてはまるものすべてに○)。

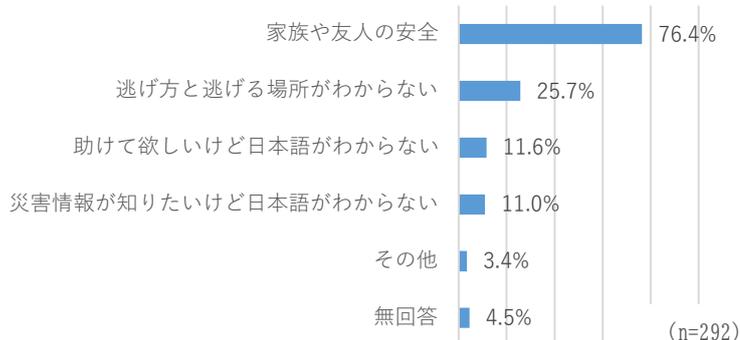
※問25の“はい”回答者



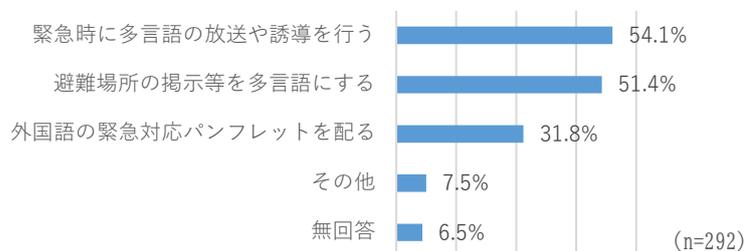
問 26 地震などの災害があったときに逃げる場所を知っていますか。



問 27 災害が起きたときに何か心配や困ることはありますか(あてはまるものすべてに○)。

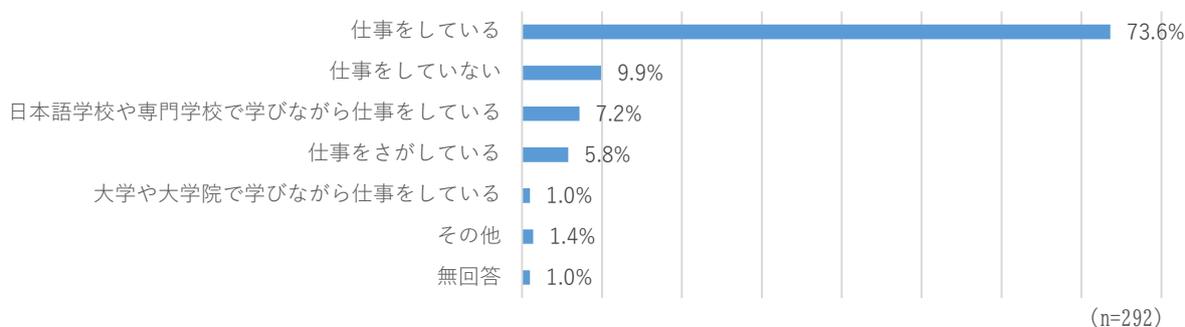


問 28 蕨市にどのような災害対策を望みますか(あてはまるものすべてに○)。

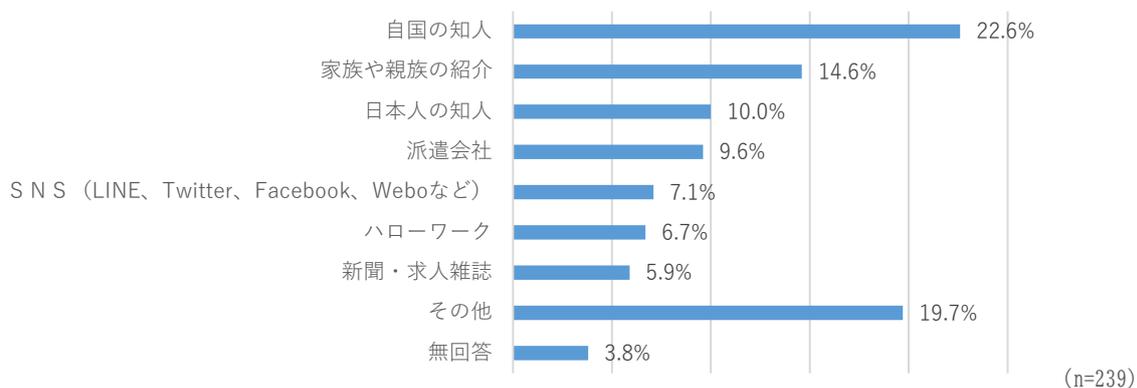


## ⑥仕事について

問 29 あなたは仕事をしていますか。

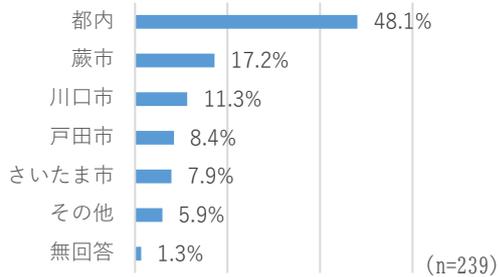


問 30 現在の仕事をどのように見つけましたか。 ※問 29 の“現在、仕事をしている”回答者



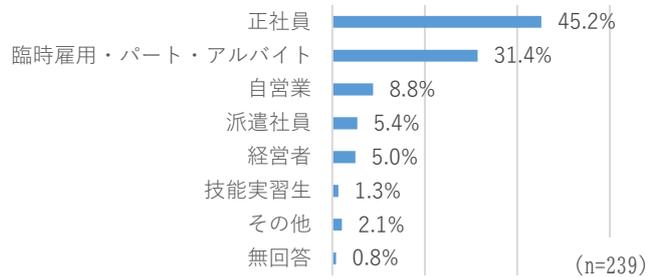
問31 あなたの勤務先はどこですか。

※問29の“現在、仕事をしている”回答者

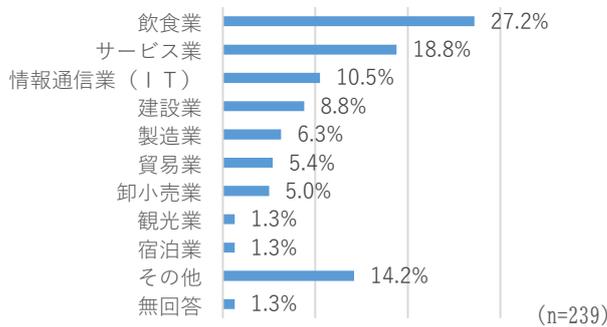


問32 あなたはどのような立場で仕事をしていますか。

※問29の“現在、仕事をしている”回答者

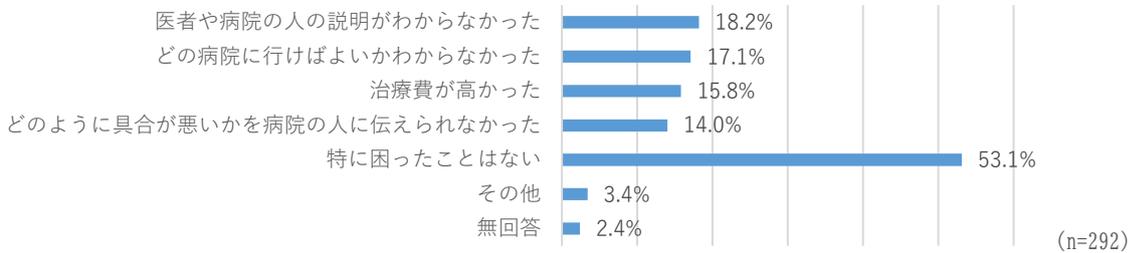


問33 あなたのお仕事はどのようなものですか。 ※問29の“現在、仕事をしている”回答者

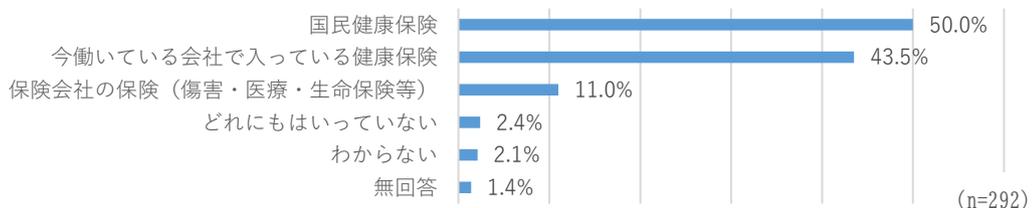


### ⑦医療・保険・年金について

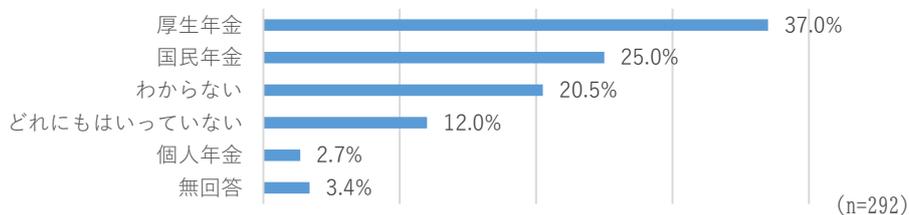
問34 あなたやあなたの家族が病気になったときに困ったことがありますか(あてはまるものすべてに○)。



問35 あなたは現在どのような日本の健康保険に入っていますか(あてはまるものすべてに○)。

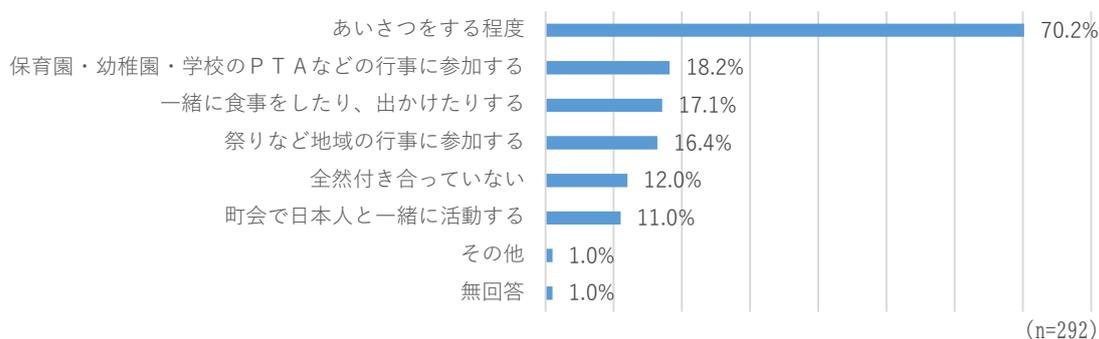


問36 あなたは現在どのような日本の年金に入っていますか(あてはまるものすべてに○)。

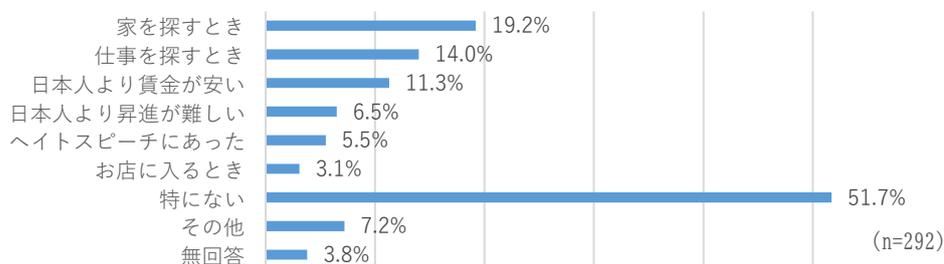


## ⑧交流について

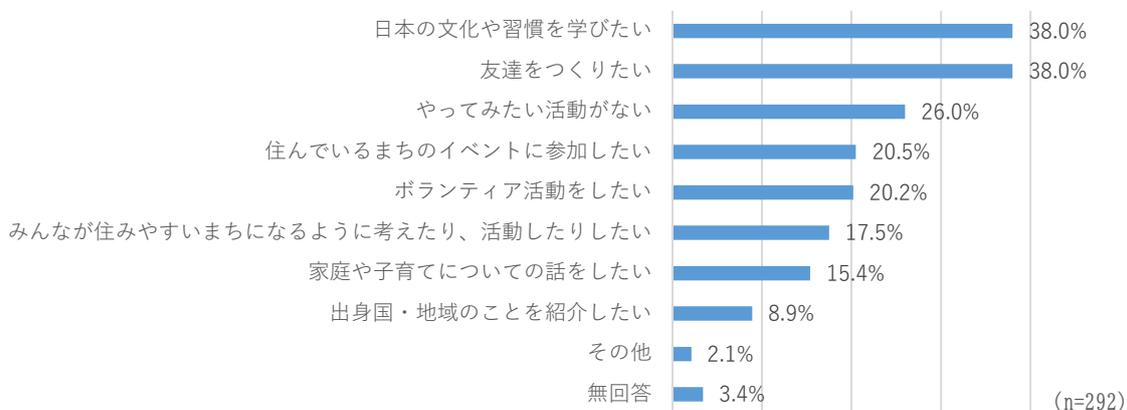
問37 あなたは地域で日本人とどのように交流していますか(あてはまるものすべてに○)。



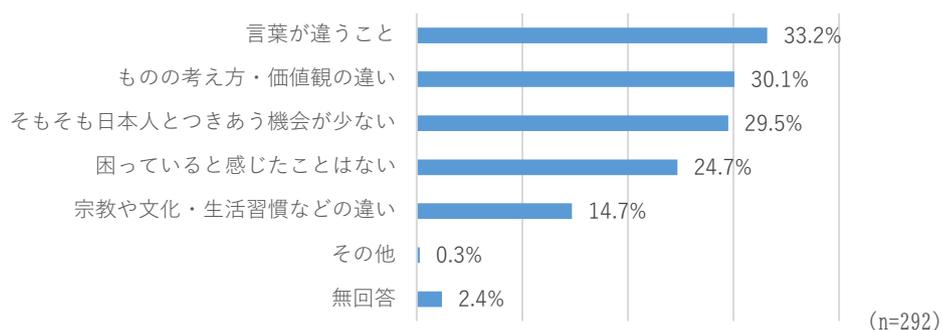
問38 あなたは職場や地域で差別や偏見を感じたことがありますか(あてはまるものすべてに○)。



問39 地域の中であなたがやってみたい活動は何ですか(あてはまるものすべてに○)。



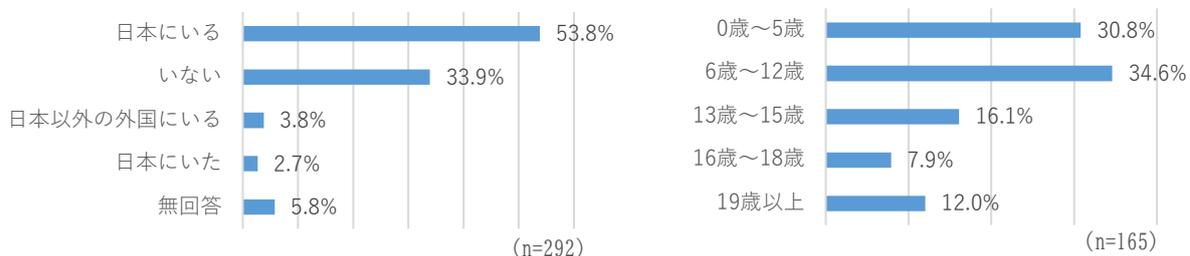
問40 あなたが日本人とつきあうにあたり困っていることはなんですか(あてはまるものすべてに○)。



⑨教育と子育てについて

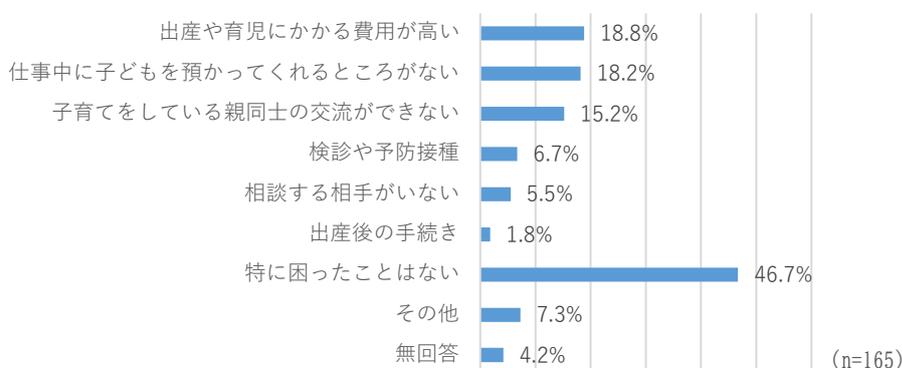
問41 あなたと一緒に住んでいる子どもがいますか。 問42 あなたの子ども何歳ですか(あてはまるものすべてに○)。

※問41の子どもがいる/いた回答者



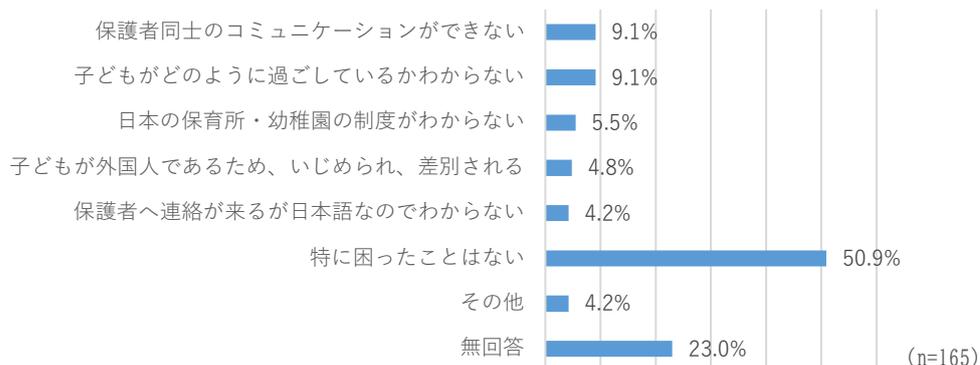
問43 あなたが子育てで困っている(困っていた)ことはありますか(あてはまるものすべてに○)。

※問41の子どもがいる/いた回答者



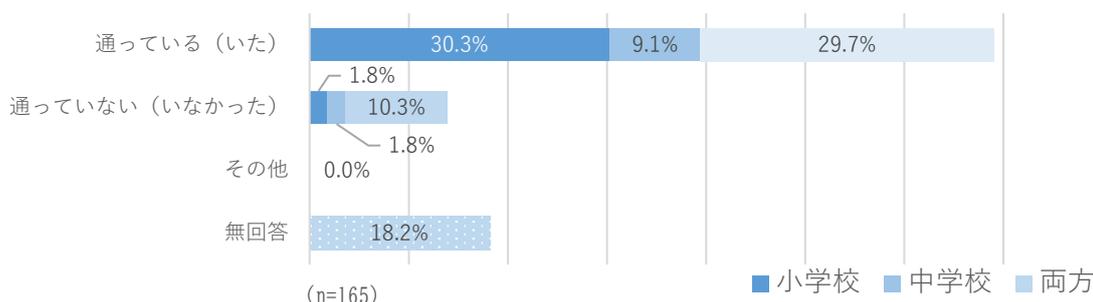
問44 あなたの子どもが保育所・幼稚園で困っている(困っていた)ことはありますか(あてはまるものすべてに○)。

※問41の子どもがいる/いた回答者

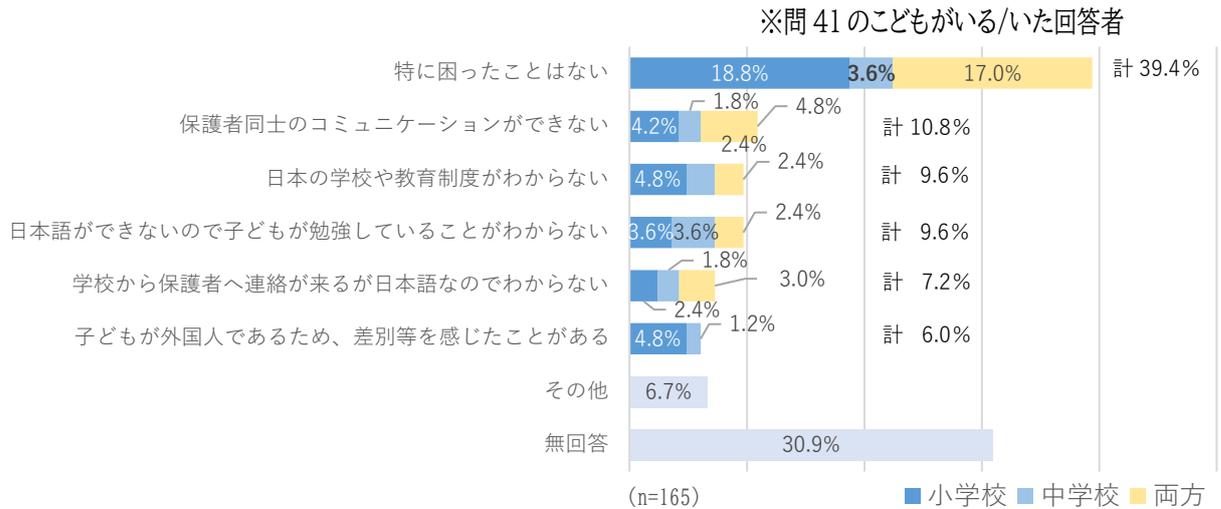


問45 あなたの子どもは日本の小学校・中学校に通っている(通っていた)ことはありますか(あてはまるものすべてに○)。

※問41の子どもがいる/いた回答者



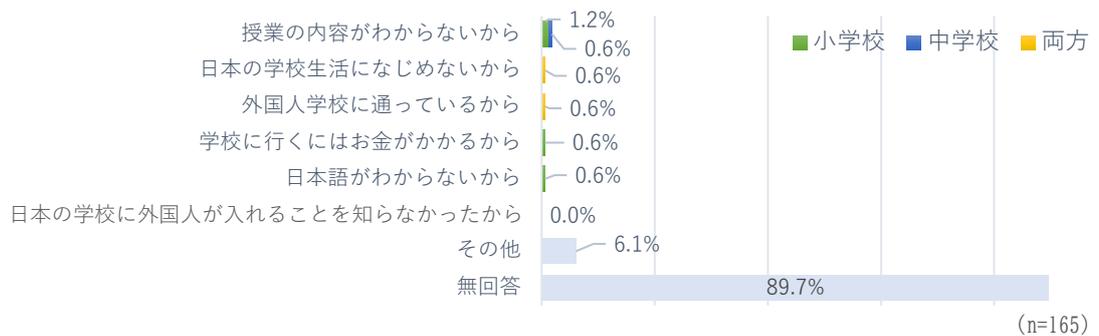
問 46 あなたの子どもが小学校・中学校で困っている(困っていた)ことはありますか(あてはまるものすべてに○)。



問 47 あなたの子どもの中学校卒業後の進路の希望を教えてください。



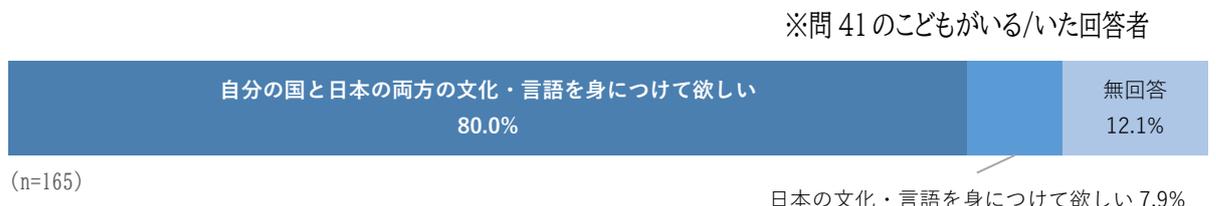
問 48 あなたの子どもが日本の小学校・中学校に通っていない(通っていなかった)理由を教えてください。 ※問 41 のこどもがいる/いた回答者



問 49 あなたが子どもと家庭で話す言葉を教えてください。 ※問 41 のこどもがいる/いた回答者



問 50 あなたの子どもにどのような文化・言語を身につけて欲しいですか。



## ⑩多文化共生について

問 51 日本人と外国人住民で、ともに暮らしやすいまちづくりについて、ご意見・ご要望がありましたら書いてください。

※明らかな誤字脱字等については修正を加え、類似する意見は集約するなど、一部加除して主な意見を掲載しています。

- ・外国人として日本人と付き合う機会が少なく、外国人と日本人一緒に参加できる活動をあれば、それは仲良くなれるかもしれません。
- ・お互いの文化に偏見を持たないように事前に多いの（原文のまま）文化の差異をパンフレットとかで住民たちに配る。
- ・日本人住民と外国人住民で、文化を交えた日本の文化を勉強して欲しいです。
- ・スポーツ大会や日本文化紹介など、日本人との交流ができるイベント、交流会を開催して欲しいです。特に来日したばかりの外国人のために、言葉の壁を乗り越えてコミュニケーションを取ったり、日本人友達を作ったりする機会を与えることで、日本社会に入り込みやすくなると思います。また、多くの外国人が集まるために、英語だけではなく多言語でのパンフレット配布、告知が重要だと考えています。
- ・日本の文化を学びながら、日本人に自国の文化を紹介し、さまざまな理解を深める必要があります。
- ・蕨市教育センターは外国人のために日本語教室がとてもいいです。
- ・うちは本当に蕨市が大好きで自分も力をささげたいのですので、もし外国人ボランティアを募集すれば是非やってみたいです。
- ・外国人に多くの情報を発信してほしい。日本語を勉強する機会がもっとほしい。
- ・マナーを守らない人、外国人がやはりかなり多くいて、日本人の方と触れ合える場を作って頂き、その中で日本社会のマナーや習慣を伝えて頂きたいです。
- ・たくさんお話をして、相手の文化と生活の慣習を尊重します。
- ・外国人は日本に来ている以上、日本のこと・文化を理解しようと努力しています。それは当然のことです。でも、一方的に理解するのも現実的なことではないので、一緒に住む日本の方たちも少しでも外国人のことや文化など理解してくれるとよいです。
- ・外国人と日本人の若い親同士の交流会を催してほしい。
- ・日本は環境がいいし、治安もいいし、それに日本料理もおいしいです。日本がだいすきです。住んでいる町も各方面においていいと思います。ただし、便利になるように市役所には通訳者がいればいいと思います。住んでいる町がますます良くなるように一緒に頑張りましょう。
- ・外国人としては「郷に入っては郷に従え」しかありません。一方で、日本人は異文化を理解し納得してほしいです。よりいい社会環境を作るために一緒に頑張りましょう。
- ・日本人と交流するチャンスが多くほしい。
- ・地域活動への参加を促し、日本語と外国語を相互に理解できるように努めてほしい。
- ・蕨市を日本人と外国人にとってより住みやすくするために、私は日本のルールや規則を必ず守らなければなりません。日本人と外国人がお互いを尊重し、お互いの文化を尊重しましょう。
- ・蕨市のSNSで英語の投稿があれば、外国人住民にイベントや活動の通知が届きやすいです。そして、蕨の人々と関係をもつ機会が増えるでしょう。

## 2 策定の経緯

年月日	実施内容
令和2年 5月1日	第1回多文化共生指針策定庁内連絡会 ①策定スケジュールの確認 ②多文化共生市民意識調査票の検討
7月10日	第1回多文化共生指針策定市民懇談会 ①多文化共生社会推進の検討 ②多文化共生市民意識調査の検討
8月7日	第2回多文化共生指針策定庁内連絡会 ①多文化共生市民意識調査の検討 ②指針の骨子の検討
9月5日	第2回多文化共生指針策定市民懇談会 ①多文化共生市民意識調査の検討 ②庁内アンケートの検討 ③指針の骨子の検討
10月6日	市民意識調査実施(日本人1,000人、外国人1,000人)
11月10日	外国人住民への対応等業務に関する庁内アンケート実施
令和3年 4月17日	第3回多文化共生指針策定市民懇談会 ①市民アンケートの結果報告 ②庁内アンケートの結果報告
4月26日	第3回多文化共生指針策定庁内連絡会 ①市民アンケートの結果報告 ②庁内アンケートの結果報告
11月19日	パブリックコメントの実施(12月10日まで)
令和4年 3月26日	第4回多文化共生指針策定市民懇談会 ①パブリックコメントについて ②多文化共生指針について
3月28日	第4回多文化共生指針策定庁内連絡会 ①パブリックコメントについて ②多文化共生指針について
3月31日	蕨市多文化共生指針策定

### 3 蕨市多文化共生指針策定に係る市民懇談会設置要綱

令和2年5月19日要綱第29号

(設置)

第1条 蕨市における多文化共生指針の策定（以下「指針の策定」という。）について、広く市民等の意見を聴くため、蕨市多文化共生指針策定に係る市民懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(組織)

第2条 懇談会は、委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 市民団体等関係者
  - (3) 外国人住民
  - (4) 公募による市民
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者
- 2 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
  - 3 会長は、会務を総理する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 懇談会は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、指針の策定が終了した日限り、その効力を失う。

## 蕨市多文化共生指針策定に係る市民懇談会委員

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	○林 大樹	一橋大学社会学研究科特任教授
市民団体等関係者	阿部 恒男	蕨市公衆衛生推進協議会
	荒井 紀子	蕨・エルドラド姉妹都市協力会
	石村 宗侑	蕨市文化協会
	◎植田 富美子	特定非営利活動法人わらび市民ネット
	上野 梢	蕨・独リンデン市民交流協会
	鈴木 幸義	人権擁護委員
	長谷川 浩司	蕨商工会議所
	春山 忠義	蕨市町会長連絡協議会
	古川 小夏	W I C A (ワラビ・インターナショナル・カルチャー・アソシエーション)
外国人住民	姜 月	
	ドンガナ・チャンドラ・プラサド	
	ハー・ティ・ハオ	
公募による市民	金丸 謙二	蕨市立東小学校P T A
	小林 淑浩	蕨市国際交流事業実行委員
	床次 泰文	蕨市国際交流事業実行委員

◎会長 ○副会長 委員は五十音順、敬称略

## 4 蕨市多文化共生指針策定庁内連絡会設置要綱

令和2年3月18日要綱第12号

(設置)

第1条 蕨市の多文化共生指針の策定（以下「指針の策定」という。）に必要な調査、研究等を行うため、蕨市多文化共生指針策定庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 指針の策定に必要な調査、研究及び連絡調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指針の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内連絡会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 市民生活部長
  - (2) 市民生活部市民協働課長
  - (3) 職員のうちから市長が任命する者
- 2 庁内連絡会に会長を置き、市民生活部長をもって充てる。
  - 3 庁内連絡会に副会長を置き、市民生活部市民協働課長をもって充てる。
  - 4 会長は、会務を総理する。
  - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内連絡会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 庁内連絡会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 庁内連絡会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、指針の策定が終了した日限り、その効力を失う。

## 蕨市多文化共生指針策定庁内連絡会委員

区 分	所属・役職	氏 名
会長	市民生活部長	阿部 泰洋
委員	秘書広報課長	有里 友希
	総務部政策企画室長	佐藤 則之
	総務部情報管理室長	佐々木 則夫
	市民生活部次長（安全安心推進課長）	小柴 正樹
	市民生活部商工生活室長	松永 祐希
	市民生活部市民課長	筒井 洋二
	市民生活部市民活動推進室長	倉石 尚登
	市民生活部医療保険課長	大山 麻美子
	健康福祉部次長（児童福祉課長）	福田 望
	健康福祉部副参事（保健センター所長）	石丸 岳広
	健康福祉部福祉総務課長	安治 直尚
	都市整備部まちづくり推進室長	丸山 友之
	教育部次長（学校教育課長）	原田 卓治
教育部次長（生涯学習スポーツ課長）	加納 克彦	

蕨市多文化共生指針 2022年3月

発行 埼玉県蕨市

編集 市民生活部市民協働課

住所 埼玉県蕨市中央5丁目14番15号

電話 048(432)3200(代表)

